

「液化石油ガス安全高度化計画2030」の改訂について

2026年5月

経済産業省 産業保安・安全グループ ガス安全室

「液化石油ガス安全高度化計画2030」を改訂しました

2026年3月27日

▶ 安全・安心

経済産業省では、2030年を目標とした液化石油ガスの保安対策の方向性を示す「液化石油ガス安全高度化計画2030」を2021年4月に定めており、「目標期間内における対策状況を評価し、対策の重点化や新たなリスクへの対応に繋げるため、5年の経過時期において、総合的かつ多角的な中間評価を実施し、必要な計画の見直しを検討する」こととしていました。2026年に、本計画の策定から5年が経過することから、産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 液化石油ガス小委員会において、本計画の中間評価及び必要な計画の見直しについて検討を行い、今般、本計画を改訂しました。

1. 「液化石油ガス安全高度化計画2030」について

本計画は、2030年を目標年次として、死亡事故及び人身事故といった被害が重篤な事故は撲滅し、併せて重大事故につながる可能性を持つ物損事故等の被害の比較的軽微な事故も着実に低減することを目的として、2021年4月に定めたものです。

2030年の死亡事故ゼロに向けて国、都道府県、指定都市、第三者機関、LPガス事業者、消費者及び関係事業者等が各々の果たすべき役割を着実に実行するとともに、環境変化を踏まえて迅速に対応することで、各々が協働して安全・安心な社会を実現することを理念目標としています。

また、全体の事故件数の削減を目的として、販売形態別、起因者別、場所別の3つの観点で指標を整理し、この目標達成に向けた具体的な対策項目としてアクションプランを策定した上で、それぞれの項目ごとに主体者（国、都道府県、指定都市、第三者機関、LPガス事業者、関係事業者）を定めています。

2. 改訂の主なポイント

本計画について、主に以下の6点に関する改訂を行いました。

1. 2030年までの期間において想定される環境変化での感染症対策の位置づけ変更
2. アクションプランにおける質量販売に係る事故防止対策の位置付けの見直し
3. CO中毒事故防止対策として、動画共有サービスの活用について追記
4. 質量販売緊急時対応講習の周知の強化について追記
5. 質量販売緊急時対応講習における実技講習の導入の検討について追記
6. 他工事事務防止対策として、取組強化（広報・周知、表示活用等）や関係省庁等と連携したSNS発信の追記

<https://www.meti.go.jp/press/2025/03/20260327007/20260327007.html>

目次

1. 液化石油ガス安全高度化計画2030の見直しについて

(1) 液化石油ガス安全高度化計画2030の中間評価について

(2) 液化石油ガス安全高度化計画2030実施期間における事故の状況について

(3) 実行計画の主な取組状況

(4) 液化石油ガス安全高度化計画2030の見直しの方向性

2. 液化石油ガス安全高度化計画2030改訂について

液化石油ガス安全高度化計画2030の中間評価等を行う背景について

- 液化石油ガス安全高度化計画2030において、以下のとおり5年の経過時期において、総合的かつ多角的な中間評価を実施し、必要な計画の見直しを検討することとされた。

5. 指標に対する状況把握とアクションプランの不断の見直し

- 今後、国、LPガス事業者等は、液化石油ガス安全高度化計画に基づいて、それぞれの保安対策を実施していくこととなる。
- 国、都道府県、第三者機関、LPガス事業者及び一般消費者等を含めた我が国全体としての保安対策については、毎年度、液化石油ガス小委員会において、指標の達成状況を評価することにより、必要に応じて実行計画の内容を見直す。ただし、単年で評価する場合、数件の事故件数の増減で評価が左右されることから、複数年の推移も勘案しつつ総合的に判断する。また、リスクの変化に対応して、重点的に取り組む対策項目も見直す。
- さらに、想定されていない事故や大規模震災等が発生した場合や特に重大な事故や災害等に対しては、個別の専門対策委員会で類似事例の再発防止に向けた検討を行い、その結果を踏まえて機動的に計画を変更する。
- 加えて、目標年次である2030年に、計画の全面的な検証と評価を行う。
- **なお、目標期間内における対策状況を評価し、対策の重点化や新たなリスクへの対応に繋げるため、5年の経過時期において、総合的かつ多角的な中間評価を実施し、必要な計画の見直しを検討する。（2026年に実施）**

液化石油ガス安全高度化計画2030について

- 今後10年間を見据えた総合的なガスの保安対策として「液化石油ガス安全高度化計画2030」を2021年4月に公表した。

安全高度化目標

2030年の死亡事故ゼロに向けた、国、都道府県、指定都市、L Pガス事業者、消費者及び関係事業者等が各々の役割を果たすとともに、環境変化を踏まえて対応することで、各々が協働して安全・安心な社会を実現する。

実行計画(アクションプラン)

1. 消費者起因事故対策

- CO中毒事故防止対策
 - ・業務用施設等に対する安全意識向上のための周知・啓発
 - ・業務用換気警報器・CO警報器の設置促進
 - ・安全型機器及び設備の開発普及
- ガス漏えい事故防止対策
 - ・安全な消費機器等の普及促進
 - ・周知等による保安意識の向上
 - ・誤開放防止対策の推進
 - ・ガス警報器の機能の高度化及び設置の促進等
 - ・消費設備調査の高度化・リコール製品等への対応

2. 販売事業者起因事故対策

- 設備対策
 - ・供給管・配管の事故防止対策
 - ・調整器、高圧ホース等の適切な維持管理
 - ・軒先容器の適切な管理
- その他事故防止対策
 - ・他工事事故防止対策
 - ・質量販売に係る事故防止対策
 - ・バルク貯槽等の告示検査対応

3. 自然災害対策

- 地震・水害・雪害対策
 - ・災害に備えた体制構築
 - ・迅速な情報把握
 - ・容器の転倒・流出防止対策
 - ・雪害事故防止対策

4 保安基盤の整備

- 保安管理体制
 - ・経営者等の保安確保に向けたコミットメント及び保安レベルの自己評価
 - ・L Pガス事業者等の義務の再確認等
 - ・長期人材育成を踏まえた保安教育の確実な実施
 - ・自主的な基準の維持・運用
- スマート保安の推進
 - ・スマートメータ・集中監視等を利用した保安の高度化
 - ・その他のスマート保安に関するアクションプラン

達成状況や
リスクの変化に
応じた見直し

基本的方向

- ①事故分類ごとにおける対策の推進継続
- ②各主体の連携の維持・強化
- ③事業者等の保安人材の育成
- ④一般消費者等に対する安全教育・啓発

安全高度化指標

2030年時点(件/年)

		2030年時点(件/年)	
全体	死亡事故		0~1件未満
	人身事故		25件未満
販売形態別	体積販売	死亡事故	0~0.6件未満
		人身事故	22件未満
	質量販売	死亡事故	0~0.4件未満
		人身事故	3件未満
起因者別	消費者	死亡事故	0~0.2件未満
		人身事故	15件未満
	事業者	死亡事故	0~0.2件未満
		人身事故	5件未満
	その他	死亡事故	0~0.2件未満
		人身事故	5件未満
場所別	住宅	死亡事故	0~0.2件未満
		人身事故	10件未満
	業務用施設	死亡事故	0~0.2件未満
		人身事故	11件未満
	その他	死亡事故	0~0.2件未満
		人身事故	4件未満

「液化石油ガス安全高度化計画2030」改訂のスケジュール

- 液化石油ガス安全高度化計画2030は、当時の事故の状況分析による目標の策定、これまでの保安対策指針の要請事項、今後10年を見据えた社会環境の変化、及び予測されるリスクを踏まえたアクションプラン等を定めた。
- 計画策定時からの状況変化や事故の発生状況（安全高度化指標との比較）を踏まえて、以下のスケジュールで液化石油ガス安全高度化計画2030の改訂を行う。

第20回	2025年12月25日	「液化石油ガス安全高度化計画2030」の <u>中間評価及び計画見直し</u> <u>の方向性</u> について議論
第21回	2026年3月10日	「液化石油ガス安全高度化計画2030」の <u>改訂案</u> について議論

改定後の
「液化石油ガス安全高度化計画2030」
の公表（2026年3月27日）

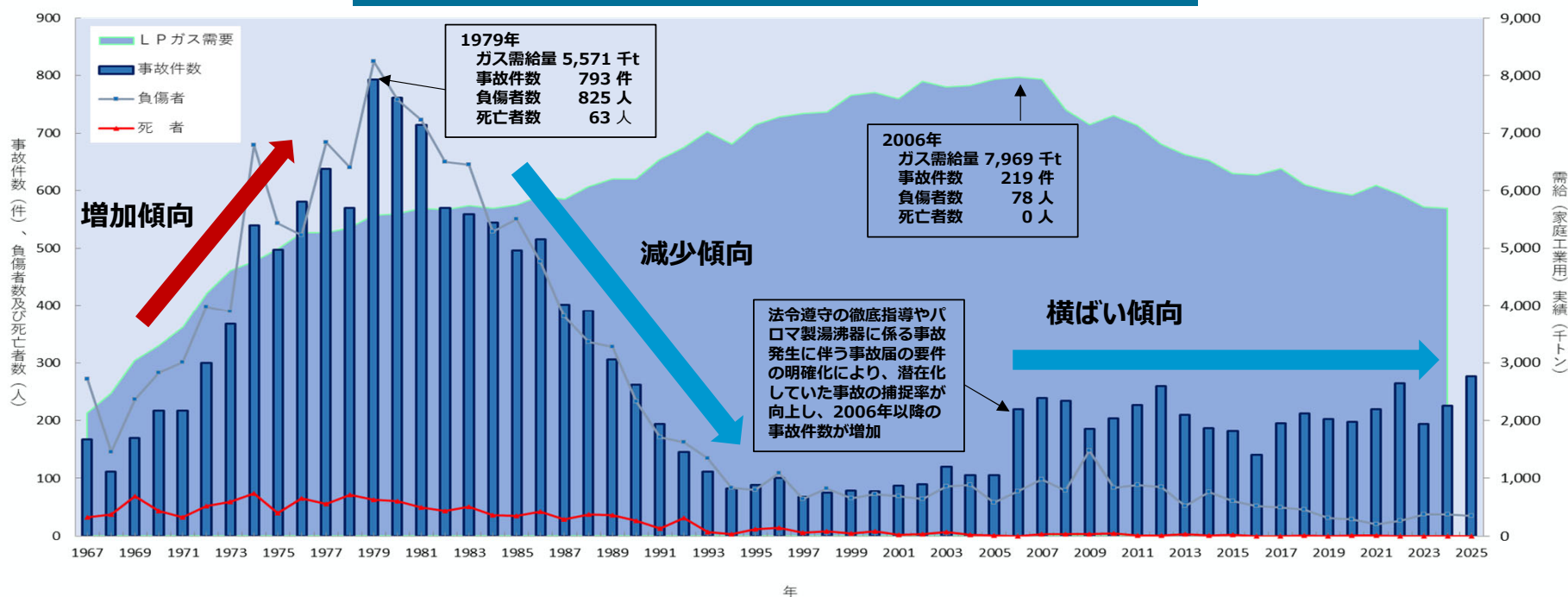
目次

1. 液化石油ガス安全高度化計画2030の見直しについて
 - (1) 液化石油ガス安全高度化計画2030の中間評価について
 - (2) 液化石油ガス安全高度化計画2030実施期間における事故の状況について**
 - (3) 実行計画の主な取組状況
 - (4) 液化石油ガス安全高度化計画2030の見直しの方向性
2. 液化石油ガス安全高度化計画2030改訂について

液化石油ガス法に係るガス事故発生件数の推移

- 液化石油ガス法に係るガス事故件数は、**1979年に過去最高の793件**を記録した後、**マイコンメーターやガス漏れ警報器、ヒューズガス栓等の安全器具の普及促進**に官民一体で取り組んだ結果、**1997年には68件まで大幅に減少**した。
- 1998年から2005年までは75~120件/年で推移し、**2006年以降は140~280件/年で横ばいで推移**している。（以下、本資料における「ガス事故」とは、液化石油ガス法に係るガス事故を指す。）

1967年以降のガス事故発生状況

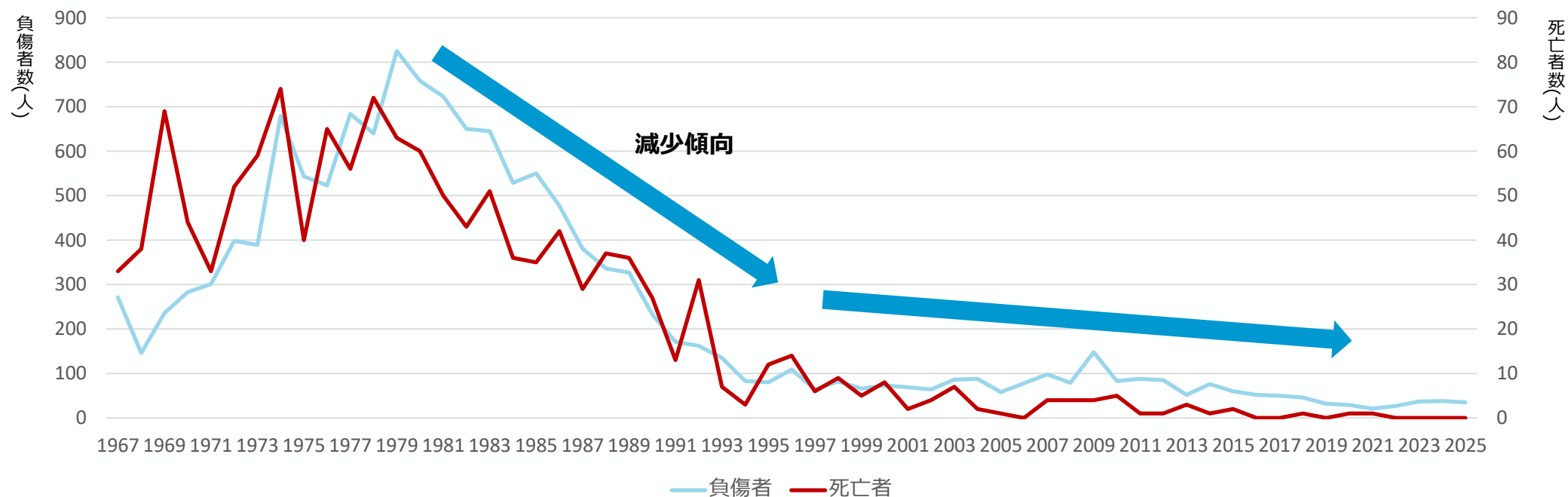


(出所) 石油・ガス供給等に係る保安対策調査等事業（安全技術普及事業（事故発生原因分析等調査（令和7年に発生したLPGガス及び都市ガスの事故報告書の集計・取りまとめ業務）））事業報告書より引用し、一部加工
 [注] 現時点での調査結果に基づくものであり、調査の進捗を受けて変更が生じる可能性がある。

液化石油ガス法に係るガス事故における死傷者数の推移

- ガス事故による死亡者数は、1978年以降減少傾向が続いており、直近5年間は0人から1人の範囲で推移。
- ガス事故による負傷者数は、1979年以降減少傾向が続いており、直近5年間は20人から40人程度の範囲で推移。

1967年以降の死亡者数、負傷者数の推移

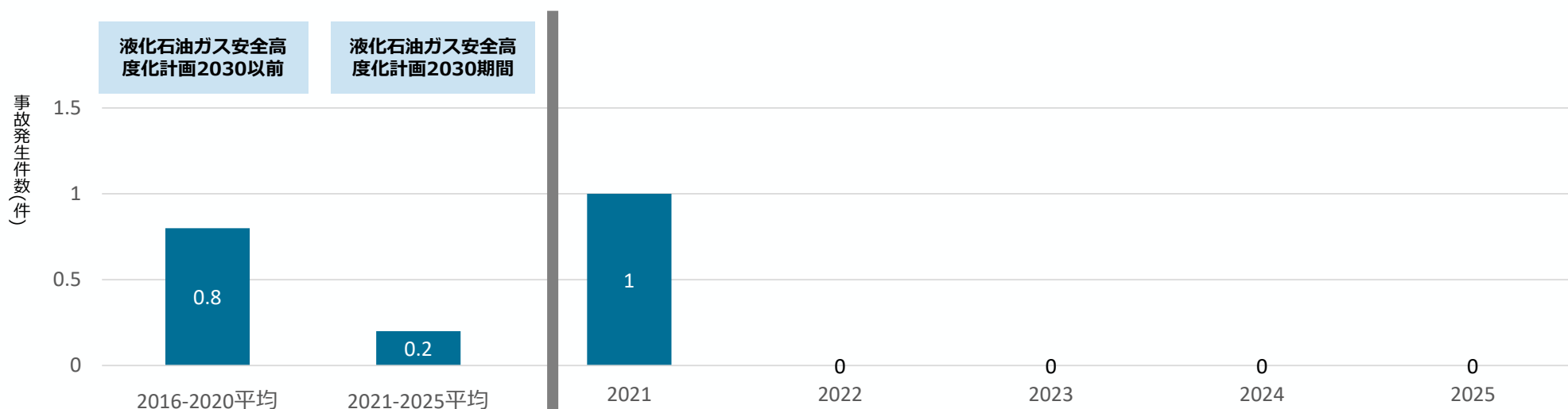


[注] 現時点での調査結果に基づくものであり、調査の進捗を受けて変更が生じる可能性がある。

液化石油ガス法における重大事故について

- 液化石油ガス安全高度化計画2030の期間中における**重大事故（B級以上）の発生状況**を見ると、**2021年に1件**の発生があったものの、その後**2025年までの間に新たな重大事故は生じていない**。

重大事故件数の推移



<備考>

● A級事故（産業保安事故対応マニュアル（令和6年10月）より）

①死者5名以上のもの、②死者及び重傷者が合計して10名以上であって①以外のもの、③死者及び負傷者が合計して30名以上であって①及び②以外のもの、④爆発・火災等により大規模な建物又は構造物の破壊・倒壊・滅失等の甚大な物的被害が生じたもの、⑤大規模な火災等が進行中であって大きな災害に発展するおそれがあるもの

※2022年5月までは、上記に加えて、「その発生形態、影響の程度、被害の態様（第三者が多数含まれている場合、テロに起因するもの等）等について、テレビ・新聞等の取扱い等により著しく社会的影響・関心が大きい（*1）と認められるもの」等も要件。（*1）NHK全国放送／民間全国放送／全国紙（ネットニュースを含む）等で10社以上の報道がなされている場合を目安とする。

● B級事故（産業保安事故対応マニュアル（令和6年10月）より）

①死者1名以上4名以下のもの、②重傷者2名以上9名以下であって①以外のもの、③負傷者6名以上29名以下であって①及び②以外のもの、④爆発・火災等により大規模な建物又は構造物の損傷等の多大な物的被害が生じたもの、⑤その他、産業保安分野ごとに定める「実施細目」で規定するもの

※2022年5月までは、上記に加えて、「その発生形態、影響の程度、被害の態様（第三者が多数含まれている場合等）等について、テレビ・新聞等の取扱い等により社会的影響・関心が大きい（*2）と認められるもの」も要件。（*2）NHK全国放送／民間全国放送／全国紙（ネットニュース含む）等で3社以上の報道がなされている場合を目安とする。

* 本事故件数は、現時点での調査結果に基づいたものであり、調査の進展を受けて件数に変更が生じる可能性がある。

安全高度化計画期間中に発生した重大事故について

2021年1月14日 秋田県の一般住宅にて爆発火災事故（死亡者1名）

一般住宅において、漏えいによる爆発火災事故が発生し、1名が死亡。

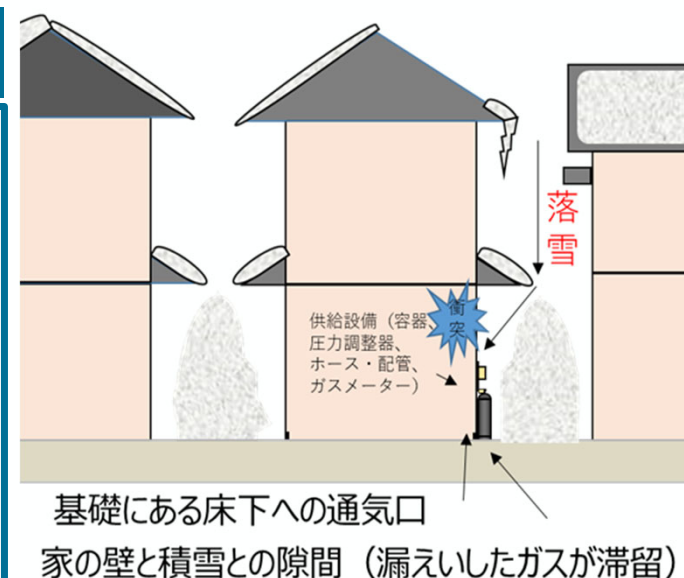
○発生日時・場所：日時 2021年1月14日（木）10時40分、場所 秋田県

○人的被害・物的被害：人的被害 死者1名、物的被害 当該住宅1棟全焼等

○事故概要：落雪により容器バルブと圧力調整器との接続部及び供給管とガスメーター入口部が損傷し、いずれかからガスが漏えいしたと推定。雪下ろしの雪に囲まれた家屋の周辺や床下に、漏えいしたガスが滞留し、何らかの原因でガスに着火して爆発したものと推定されている。

雪害等事故対策の取組状況

- 経済産業省は2022年度に、LPガス安全委員会において、消費者向けリーフレット（雪害対応LPガス保安ガイド）を作成。
- また、2022年度及び2023年度の委託事業において、過去の雪害等に係る事故の分析を実施。雪害の発生場所を分析し、地形や気象現象との関係について、一定程度の法則性や地域ごとの特性が明らかになった。この成果を災害予見性マップにまとめ、経済産業省ホームページで公表した。
- なお、販売事業者は、消費者へのリーフレットの配布に加え、雪害等の可能性がある供給設備等については、安全な位置への容器の移設、折損防止型調整器への交換を進める等の対策を講じた。



事故発生状況と安全高度化指標との比較

(参考) 2025年12月時点

- 全体での死亡事故及び傷害事故については、安全高度化指標を下回る。
- 他方、死亡事故については、②起因者別でその他、③場所別で住宅での発生が指標を上回る。また、傷害事故についても、①販売形態別で質量販売、②起因者別で消費者及びその他、③場所別で業務用施設での発生が指標を上回る。

		安全高度化計画以前 (2016-2020の事故発生状況[件/年])	安全高度化指標 (2030年時点 [件/年])	安全高度化計画実施期間 (2021-2024の事故発生状況 [件/年])	安全高度化計画指標との比較	
全体	死亡事故	0.4件	0~1件未満	0.25件	指標を下回る	
	傷害事故	25.4件	25件未満	24.5件	指標を下回る	
①販売形態別	体積販売	死亡事故	0~0.6件未満	0.25件	指標を下回る	
		傷害事故	22件	19.75件	指標を下回る	
	質量販売	死亡事故	0~0.4件未満	0件	指標を下回る	
		傷害事故	3.4件	3件未満	4.75件	指標を上回る
②起因者別	消費者	死亡事故	0~0.2件未満	0件	指標を下回る	
		傷害事故	15.4件	15件未満	16件	指標を上回る
	事業者	死亡事故	0~0.2件未満	0件	指標を下回る	
		傷害事故	4.4件	5件未満	4.75件	指標を下回る
	その他	死亡事故	0~0.2件未満	0~0.2件未満	0.25件	指標を上回る
		傷害事故	6件	5件未満	5.75件	指標を上回る
③場所別	住宅	死亡事故	0~0.2件未満	0.25件	指標を上回る	
		傷害事故	7件	10件未満	7.75件	指標を下回る
	業務用施設	死亡事故	0~0.2件未満	0件	0件	指標を下回る
		傷害事故	12.4件	11件未満	13.25件	指標を上回る
	その他	死亡事故	0~0.2件未満	0件	0件	指標を下回る
		傷害事故	6件	4件未満	3.5件	指標を下回る

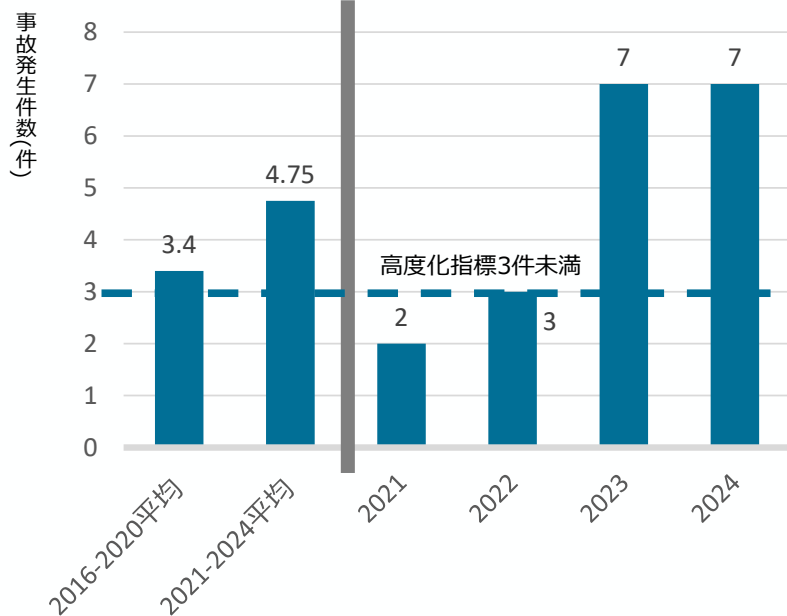
(注1) 起因者別の事故件数は、「消費者及び事業者」が起因となった場合は、「消費者及び事業者」それぞれにカウントしているため、全体傷害事故件数とは一致しない。

(注2) 本事故件数は、現時点での調査結果に基づくものであり、調査の進展を受けて件数に変更が生じる可能性がある。

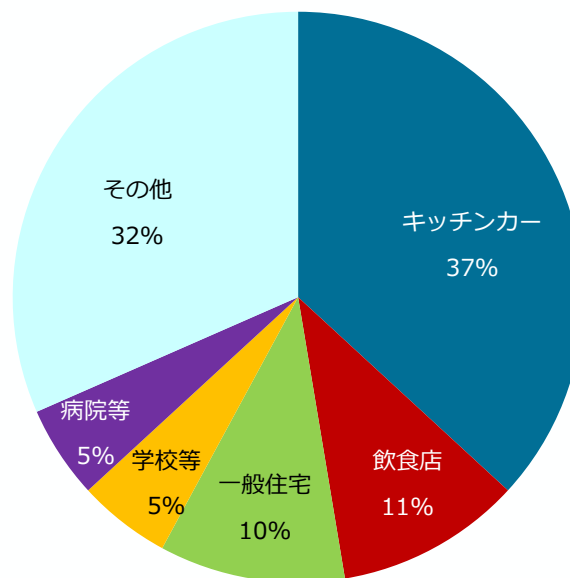
【①販売形態別】 質量販売における傷害事故について

- 質量販売における傷害事故は、3件/年未満の指標に対し、4.75件/年発生であり、指標を上回る。
- 使用場所は、キッチンカーが37%と最も多い。次いで、その他（屋台、キャンプ場、プレハブ等）が32%。
- 原因は、ヒューマンエラーが最も多く、内訳は、バルブやガス栓等の誤操作や閉め忘れ等の開閉ミスが47%、調整器やゴムホース等の接続不良が26%、コンロ等の点火ミスが11%。

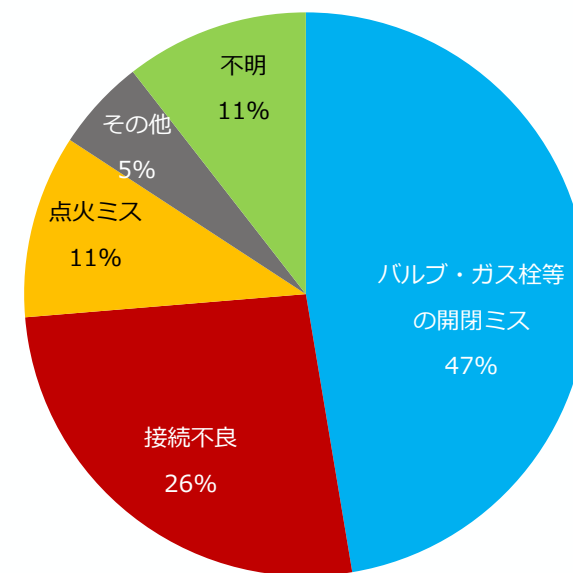
事故件数の推移



高度化計画期間における 使用場所別の割合



高度化計画期間における 原因別の割合



[注] 現時点での調査結果に基づくものであり、調査の進捗を受けて変更が生じる可能性がある。

(参考) 質量販売 (キッチンカー) での事故事例について

2024年7月14日 山形県 漏えい爆発・火災 (重傷者 1 名、軽傷者 1 名)

- イベント出店のためキッチンカーで調理を行っていたところ、調理器具の火が消えたため容器の残量がなくなったと思い、容器の交換を行った。その際、容器と調整器接続部を誤って取り外したことによりガスが漏えいし、使用中の別の消費設備から引火して火災になった。火災により1名が重傷、1名が軽傷を負った。
- 原因は、使用済みの容器の容器バルブを閉止しようとして、容器バルブではなく、誤って調整器接続部を外す方向に回したことによるもの。

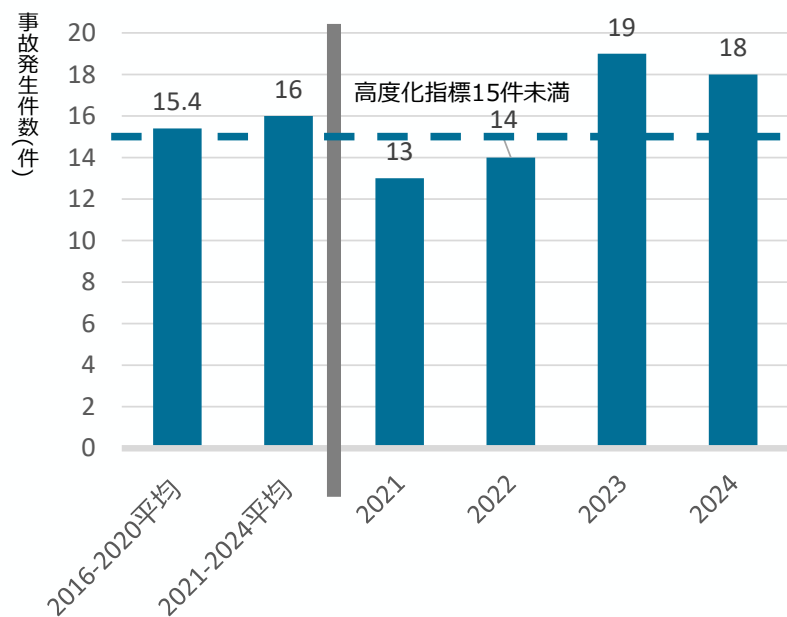
2024年9月28日 千葉県 漏えい火災 (軽傷者2名)

- 9月28日 (土) 9時15分、容器接続時に調整器取付が不十分で漏えい、周辺火気を消火せずに、独断で作業したため爆発火災発生。9時20分、当事者 (ガス購入者) が消防へ通報。9時40分、ガス購入者、従業員1名がそれぞれ救急車で病院に搬送。11時30分、ガス購入者全治3週間、従業員全治2週間と診断され現場に戻り、消防立会いのもと現場検証、火災認定あり、当日は営業なし。
- 一次原因は、バルブ逆開閉により漏えい、周辺火気を消火せずに交換作業を実施したことによるもの。
- 二次原因は、予備容器は販売事業者が容器を交換する際に充てん所への依頼を省略することで迅速に販売するため、容器の交換作業 (調整器の脱着) は購入者ではなく販売事業者が行うとして契約時に説明していたが、事故当日は購入者が独断で交換作業をしたことによるもの。
- なお、火気距離についても販売事業者から説明済みだが、購入者が対応しなかった。

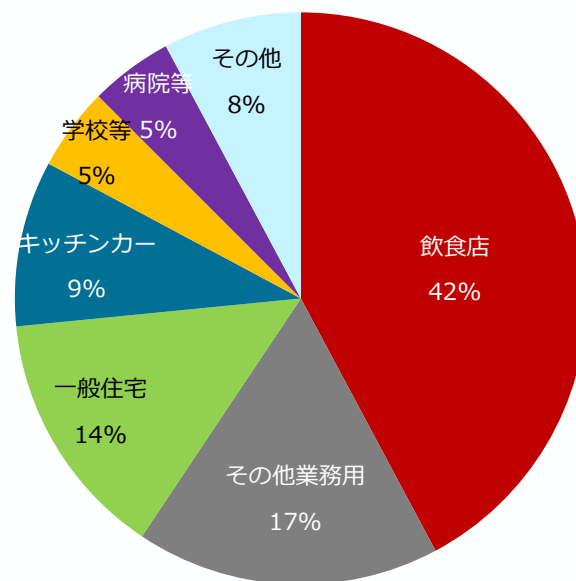
【②起因者別】消費者に起因する傷害事故について

- 消費者に起因する傷害事故は、15件/年未満の指標に対し、16件/年発生であり、指標を上回る。
- 使用場所は、業務用施設が最も多く、内訳は、飲食店が42%、その他業務用（店頭販売・惣菜屋等）が17%。
- 原因は、ヒューマンエラーによるものが最も多く、内訳は、コンロ等の点火ミスが31%、バルブ・ガス栓等を誤操作や閉め忘れ等の開閉ミスが21%。

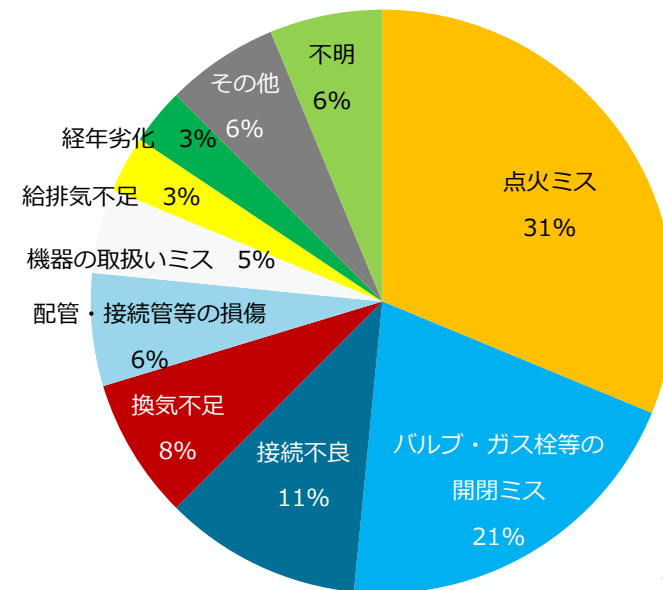
事故件数の推移



高度化計画期間における 使用場所別の割合



高度化計画期間における 原因別の割合

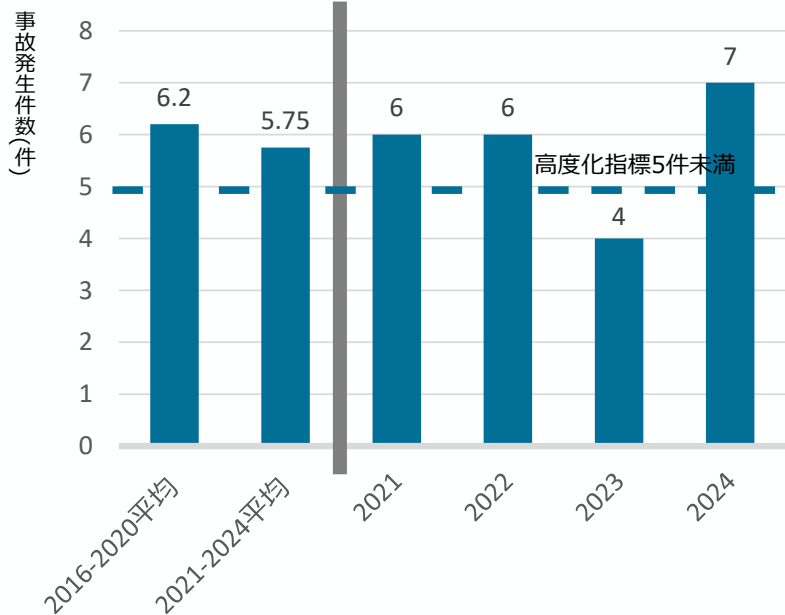


[注] 現時点での調査結果に基づくものであり、調査の進捗を受けて変更が生じる可能性がある。

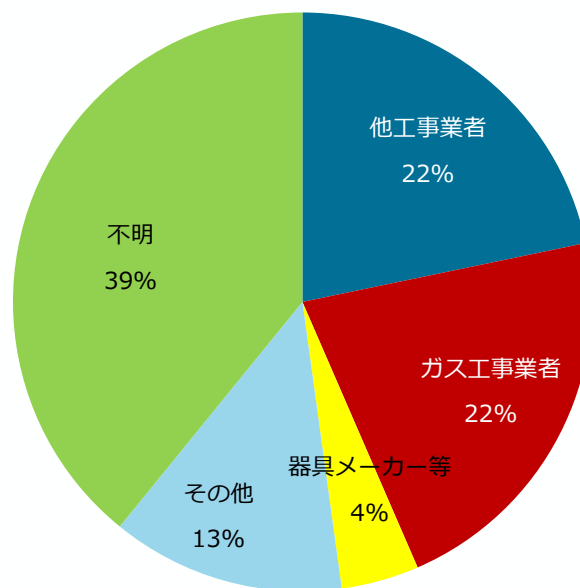
【②起因者別】 その他に起因する傷害事故について

- その他に起因する傷害事故は、5件/年未満の指標に対し、5.75件/年発生であり、指標を上回る。
- 起因者は、販売事業者等以外の事業者によるものが多く、内訳は、ガス工事業者及び他工事業者が22%。
- 原因は、工事や作業に起因するものが多く、内訳は、作業中のガス栓の誤開閉・コンロ等の点火ミスが17%、他工事による配管の損傷が13%。

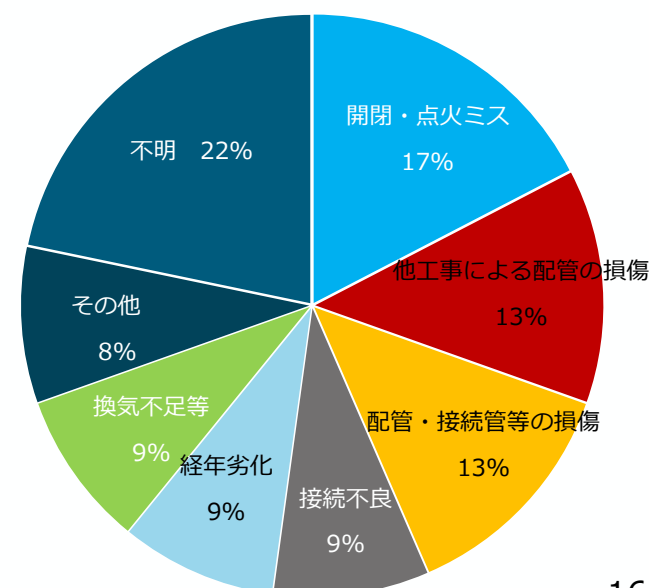
事故件数の推移



高度化計画期間における起因者詳細別の割合



高度化計画期間における原因別の割合

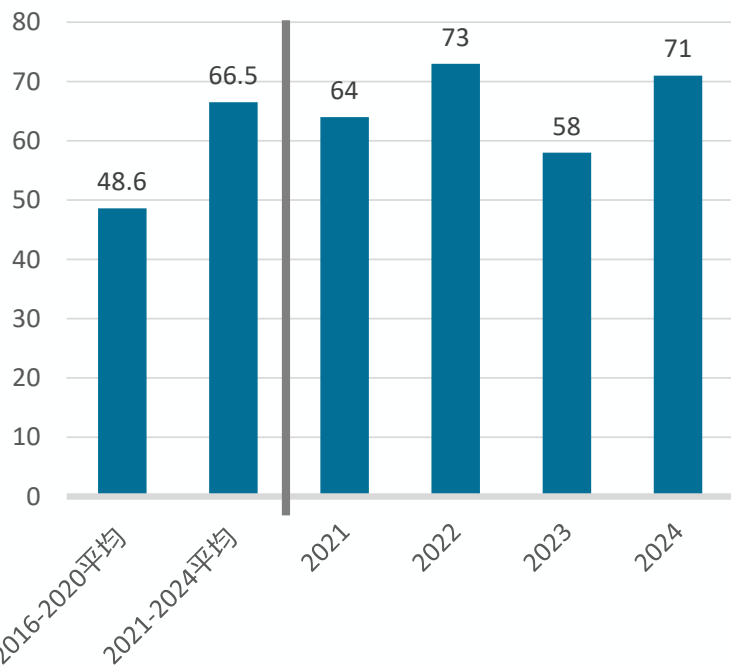


【注】現時点での調査結果に基づくものであり、調査の進捗を受けて変更が生じる可能性がある。

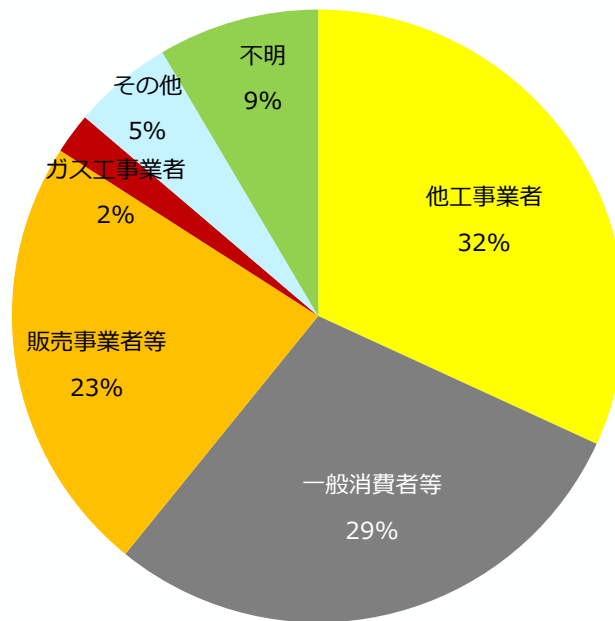
ガス事故全体における他工事事故の発生状況

- 他工事業者に起因する事故の発生件数は、**増加傾向**にあり、**2019年以降は50件以上**で推移。
- 高度化計画期間（2021-2024）における起因者別の割合は、**他工事業者による事故が32%**を占める。
- 他工事の詳細は、**上下水道が28%と最も多い**。次いで、**解体及び建築・土木・外構が20%**、**内装・リフォームが12%**。

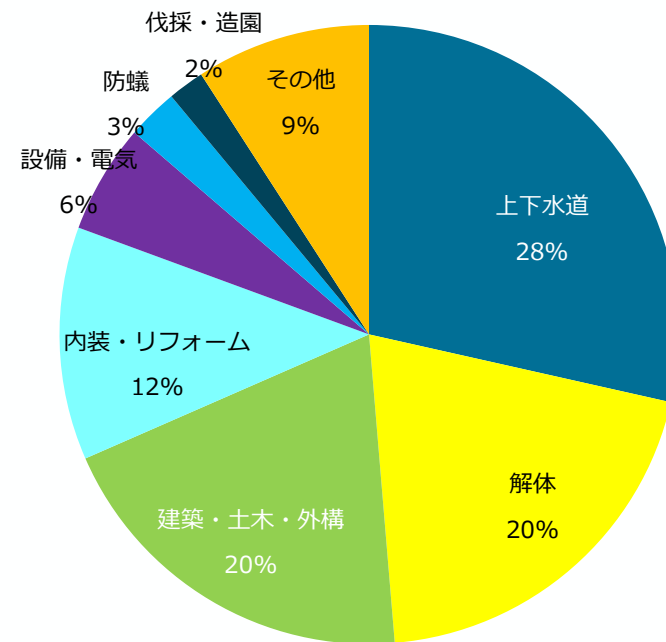
他工事事故発生件数の推移



高度化計画期間における起因者別の割合



高度化計画期間における他工事事故の詳細



[注] 現時点での調査結果に基づくものであり、調査の進捗を受けて変更が生じる可能性がある。

(参考) 他工事での事故事例について

2021年11月26日 大阪府 漏えい火災 (軽傷者1名)

- 小規模導管供給団地の解体作業現場において、住宅の解体工事業者が配管を引っかけてガスが漏えいした。工事業者はその漏えいに気付かず溶接のトーチバーナーを使用し、ガスに着火したため作業員が火傷を負った。
- 原因は、LPガスの供給地域であったが後に都市ガスの配管が入り、解体工事業者は都市ガス配管のみの埋設と判断して撤去作業を行っていたが、LPガス配管が埋設されていることに気付かずに掘削作業中にLPガス配管を損傷させた。その際ガスが漏えいしたにも関わらず、鉄筋切断の作業のため、トーチバーナーに点火したため、その火がガスに着火したものの。

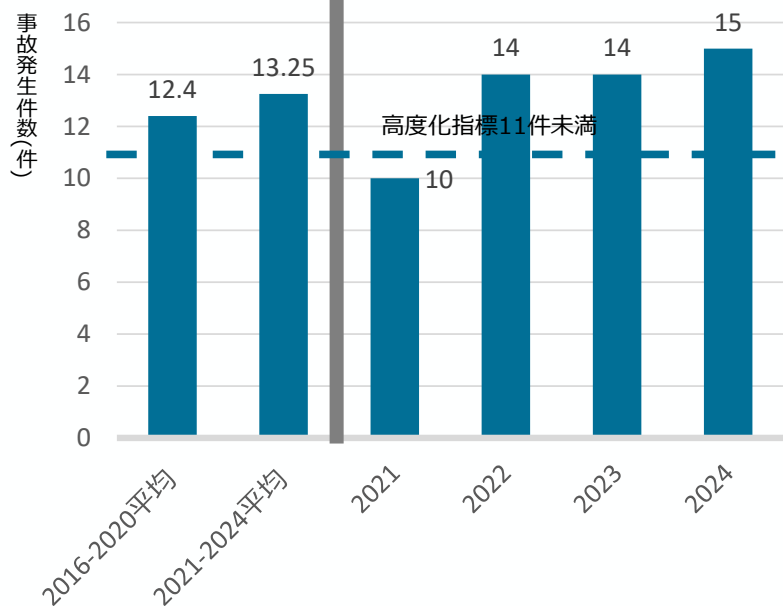
2024年11月28日 福岡県 漏えい火災

- 共同住宅の水道工事業者が「工事中にガス管を切断して一時的に火花が出た」と消防へ通報した。消防により居室内パイプスペースの焼損状況の確認を行った。当該工事業者が粉末消火器で消火対応済みであった。当日中に液化石油ガス販売事業者が供給管の交換作業と漏えい検査を実施し、異状がないことを確認した。
- 一次原因は、電動ノコギリにより居室パイプスペース内の給水管の切断作業中に液化石油ガスの供給管を損傷したことで、切断時の火花が漏えいしたガスに引火して火災化したことによるもの。
- 二次原因は、水道工事業者が液化石油ガスの供給管を誤って損傷したことによるもの。

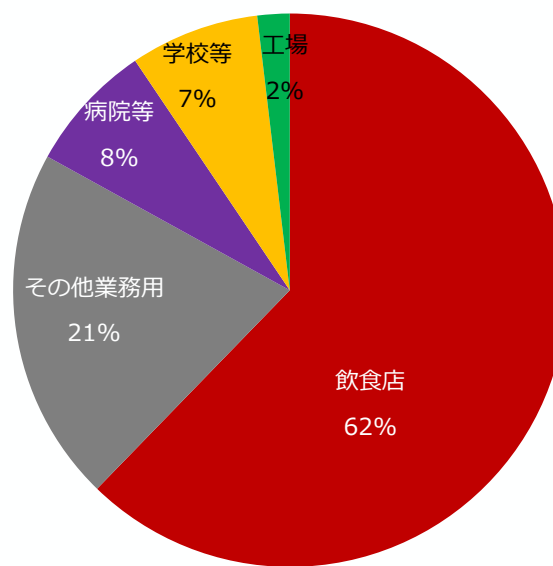
【③場所別】 業務用施設での傷害事故について

- 業務用施設での傷害事故は、11件/年未満の指標に対し13.25件/年発生であり、指標を上回る。
- 使用場所は、飲食店が62%と最も多い。次いで、その他業務用21%（屋台、キャンプ場、プレハブ等）、病院等8%、学校等7%。
- 原因は、ヒューマンエラーによるものが最も多く、内訳は、コンロ等の点火ミスが40%、換気不足等17%、バルブ・ガス栓等の誤操作若しくは閉め忘れ等の開閉ミスが13%。

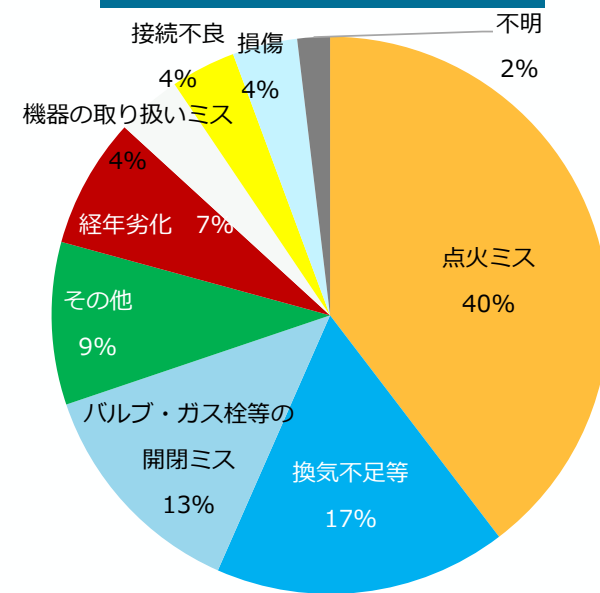
事故件数の推移



高度化計画期間における
使用場所別の割合



高度化計画期間における
原因別の割合



[注] 現時点での調査結果に基づくものであり、調査の進捗を受けて変更が生じる可能性がある。

(参考) 業務用施設 (飲食店) での事故事例について

2022年4月6日 兵庫県 漏えい爆発 (軽傷者1名)

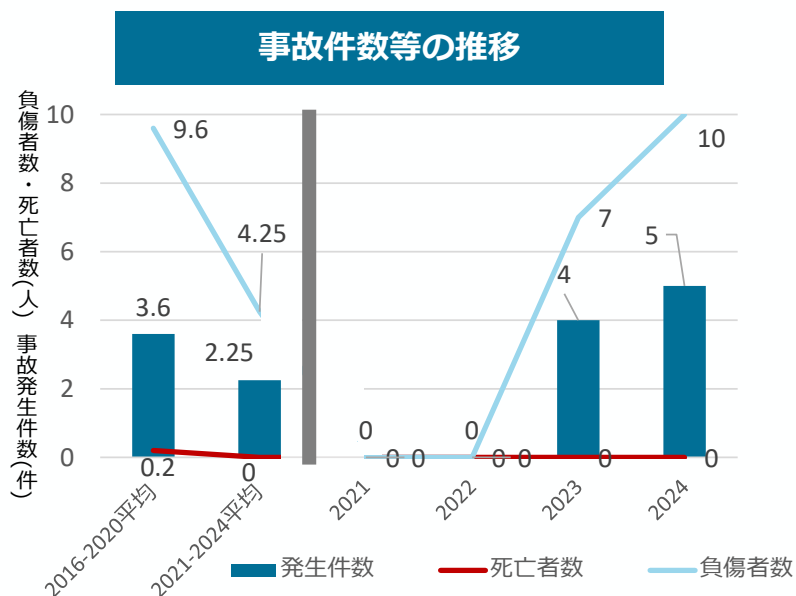
- パート従業員が業務用麺ゆで器の点火手順を誤り、滞留していたガスに引火し爆発を起こした。当該業務用麺ゆで器は、左右に釜が分割されており、それぞれ3本ずつ合計6本のバーナーがあり、通常は右側の釜を使用して、右側の釜を掃除する時に左側の釜を使用する。清掃時には左側の釜が沸騰して使用を始めてから、右側の釜の火を消すが、今回は本来点火すべき左側の釜を点火せずに、誤って右側のバーナーをすべて消火してしまった。慌てて左右の釜のバーナー6本を一度に開き点火しようとしたところ機器内部に滞留した未燃ガスに、再点火時の火が引火して爆発した。
- 原因は、パート従業員が本来1本ずつ点火していく手順を守らず、かつ、6本をすべて開き点火しようとしたことによるもの。

2023年8月4日 千葉県 漏えい爆発 (軽傷者1名)

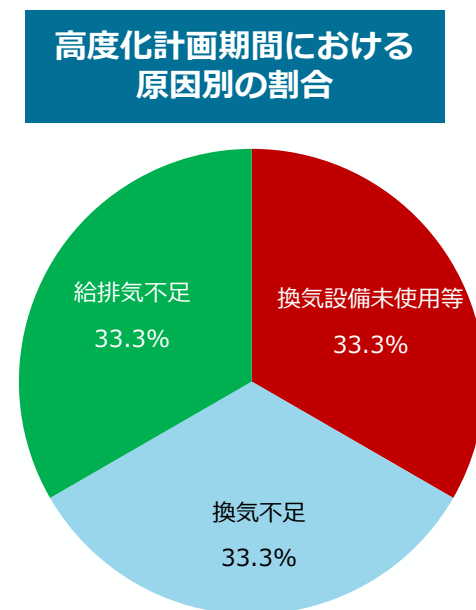
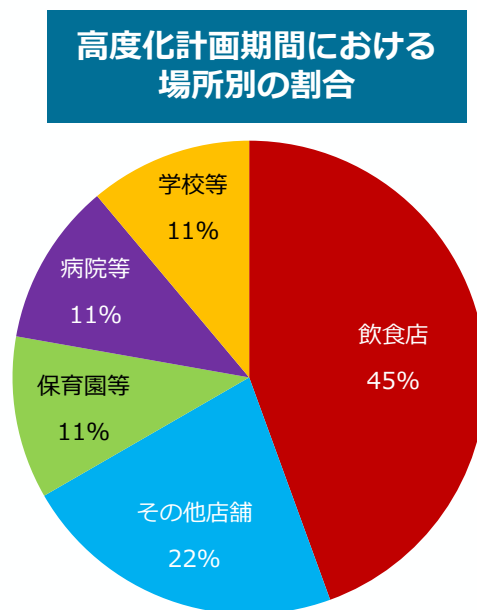
- 従業員が餃子焼き器に点火する際にすでに種火等のコックが開いており、餃子焼き器内にガスが充満した状態だった。本来点火棒で着火するところをチャッカマンにて着火した際に充満したガスに引火し爆発した。爆発により餃子焼き器を使用していた消費者 (従業員) の腕が火傷を負った。爆風で窓ガラスやサッシが割れたがほかに人的被害はなかった。
- 原因は、餃子焼き器に点火する際にすでに種火等のコックが開いており、餃子焼き器内にガスが充満した状態であり、本来は点火棒を使用して着火させるべきところをチャッカマンで着火し、充満したガスに引火し爆発したことによるもの。

【③場所別】業務用施設におけるCO中毒事故の発生状況について

- CO中毒事故の発生状況は、高度化計画以前（2016-2020）と比べて、高度化計画期間（2021-2024）では**発生件数、死亡者数、負傷者数のいずれも減少**。
- 高度化計画期間においては、**発生場所は全て業務用施設**であり、いずれも**傷害事故**。
- 使用場所は、**飲食店が45%と最も多い**。また、事故原因としては、いずれも**換気・給排気の不良**によるものであり、内訳は、換気扇等の**換気設備未使用**、換気扇や窓開放の不足による**換気不良**、オーブンや食洗機等のガス機器における**給排気不足**が、それぞれ**3分の1**ずつを占めている。
- CO中毒事故9件のうち8件は、**CO警報器等が未設置または取り外されていた**事例であり、対策として**CO警報器等の設置若しくは取り外さないように周知**を実施。なお、CO警報器等設置していた1件は、検知可能な位置へ移設を実施。



【注】現時点での調査結果に基づくものであり、調査の進捗を受けて変更が生じる可能性がある。



(参考) 業務用施設におけるCO中毒事故事例について

2024年7月22日 福岡県 CO中毒 (重症者1名、軽症者2名)

- 飲食店にて体調不良者(店舗従業員)が3名発生し、救急搬送される。厨房にてガス機器を使用していたため、CO中毒の疑いがあることから、飲食店関係者がガス販売事業者へ連絡し、販売事業者が現場に向かう。確認の結果、ガス機器等に異常は見られなかった。
- 原因は、窓及び扉を締め切った密閉状態でガス機器を使用していたため、レンジフードからの排気のみとなり、給気不十分となっていたと推定される。

2023年10月3日 滋賀県 CO中毒 (軽症者3名)

- 鋳物コンロを使用中に1名が倒れ救急搬送される。その後、2名も気分が悪くなり、結果、3名が血中の一酸化炭素濃度が高いとのことで入院し、翌日退院した。販売事業者が、鋳物コンロの炎の色が若干黄色味を帯びていたが、大型の鍋を乗せると黄色い炎に変わったことを確認。
- 原因は、鋳物コンロの経年劣化により燃焼不良が起きている所に大型の鍋を乗せた事により不完全燃焼が起ったことによるもの。また、換気が不十分で一酸化炭素が滞留した。

目次

1. 液化石油ガス安全高度化計画2030の見直しについて
 - (1) 液化石油ガス安全高度化計画2030の中間評価について
 - (2) 液化石油ガス安全高度化計画2030実施期間における事故の状況について
 - (3) 実行計画の主な取組状況**
 - (4) 液化石油ガス安全高度化計画2030の見直しの方向性
2. 液化石油ガス安全高度化計画2030改訂について

高度化目標達成に向けたアクションプランの各項目

大分類	中分類	小分類	アクションプランの項目	主体者	
1	事故対策	CO中毒事故防止対策	➤ 業務用施設等に対する安全意識の向上のための周知・啓発	L P ガス事業者、国、第三者機関	
2			➤ 業務用換気警報器・CO警報器の設置促進	L P ガス事業者	
3			➤ 安全型機器及び設備の開発普及	L P ガス事業者、関係事業者	
4		消費者起因事故対策	ガス漏えいによる爆発または火災事故防止対策	➤ 安全な消費機器等の普及促進	L P ガス事業者、国、関係事業者
5				➤ 周知等による保安意識の向上	L P ガス事業者、国、都道府県、指定都市、第三者機関
6				➤ 誤開放防止対策の推進	L P ガス事業者
7				➤ ガス警報器の機能の高度化及び設置の促進等	L P ガス事業者、国、都道府県、指定都市、関係事業者
8				➤ 消費設備調査の高度化	L P ガス事業者
9				➤ リコール対象品等への対応	L P ガス事業者、国、関係事業者
10				販売事業者起因事故対策	設備対策
11	➤ 調整器、高圧ホース等の適切な維持管理	L P ガス事業者			
12	➤ 軒先容器の適切な管理	L P ガス事業者			
13	その他事故防止対策	➤ 他工事事故防止対策	L P ガス事業者、国、都道府県、指定都市		
14		➤ 質量販売に係る事故防止対策	L P ガス事業者		
15		➤ バルク貯槽等の告示検査対応	L P ガス事業者		
16	自然災害対策	地震・水害・雪害対策	➤ 災害に備えた体制構築	L P ガス事業者、国、都道府県、指定都市	
17			➤ 迅速な情報把握	L P ガス事業者、国、都道府県、指定都市	
18			➤ 容器の転倒・流出防止対策	L P ガス事業者、国、都道府県、指定都市、関係事業者	
19			➤ 雪害事故防止対策	L P ガス事業者、国、都道府県、指定都市	
20	保安基盤	保安管理体制	➤ 経営者等の保安確保へ向けたコミットメント等及び保安レベルの自己評価	L P ガス事業者	
21			➤ L P ガス販売事業者等の義務の再確認等	L P ガス事業者	
22			➤ 長期人材育成を踏まえた保安教育の確実な実施	L P ガス事業者、国、第三者機関、	
23			➤ 自主的な基準の維持・運用	第三者機関	
24		スマート保安の推進	スマート保安の推進	➤ スマートメータ・集中監視等を利用した保安の高度化	L P ガス事業者、国、第三者機関、関係事業者
25	➤ その他のスマート保安に関するアクションプラン			L P ガス事業者、国	

国が主体で取り組むアクションプランの実施状況（概要）（1/4）

消費者起因事故対策

No	分類	アクションプランの項目	実施した取組
1	CO中毒事故防止対策	<ul style="list-style-type: none"> 業務用施設等に対する安全意識の向上のための周知・啓発 	<ul style="list-style-type: none"> 「<u>業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故連絡会議</u>」を毎年開催し、関係省庁や関係団体と意見交換・協力要請を実施 CO中毒事故防止に関する講習を毎年委託事業で開催し、全国のLPガス販売事業者の保安知識の向上を図った
4	ガス漏えいによる爆発または火災事故防止対策	<ul style="list-style-type: none"> 安全な消費機器等の普及促進 	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度委託事業にて、<u>業務用レンジ（オーブン部）等への立ち消え安全装置普及促進に向けた検討</u>を実施
5		<ul style="list-style-type: none"> 周知等による保安意識の向上 	<ul style="list-style-type: none"> <u>内閣府政府広報オンライン、経産省ウェブサイト等</u>を通じて、広報・注意喚起を実施
7		<ul style="list-style-type: none"> ガス警報器の機能の高度化及び設置の促進等 	<ul style="list-style-type: none"> ガス消費設備の使用者および管理者に対し、CO中毒事故防止のため、<u>業務用換気警報器の設置等の重要性について周知</u>を実施
9		<ul style="list-style-type: none"> リコール対象品等への対応 	<ul style="list-style-type: none"> 経産省ウェブサイトを通じて、密閉式ガス瞬間湯沸かし器等のガス機器製品についての<u>リコール情報を公表</u>

国が主体で取り組むアクションプランの実施状況（概要）（2/4）

販売事業者起因事故対策

No	分類	アクションプランの項目	実施した取組
13	その他事故防止対策	<ul style="list-style-type: none"> 他工事事故防止対策 	<ul style="list-style-type: none"> 国交省、厚労省に対し、他工事事故防止のため工事前のガス事業者への照会・工事の際の立会い等の協力要請を実施 令和3年度委託事業にて、更なる他工事事故防止対策について検討し、委託事業報告書をまとめた
14		<ul style="list-style-type: none"> 質量販売に係る事故防止対策 	<ul style="list-style-type: none"> 2022年7月、保安業務告示及び通達を一部改正し、LPガスを使うキャンピングカー等の一般消費者が緊急時対応講習を修了し、販売事業者の確認を受けた場合、保安規制（30分ルール）の対象外とすることを可能にした 2025年6月、通達を一部改正し、消防機関が講習実施機関として消防職員に対する講習を実施可能にすることで、同職員のLP保安の知識・知見を確保しつつ、本制度の下で同職員を30分ルールの対象から除いた

国が主体で取り組むアクションプランの実施状況（概要）（3/4）

自然災害対策

No	分類	アクションプランの項目	実施した取組
16	地震・水害・雪害対策	<ul style="list-style-type: none"> 災害に備えた体制構築 	<ul style="list-style-type: none"> 「LPガス災害対策マニュアル」について、容器流出防止措置に係る液化石油ガス法規則及び機能性基準の運用通達（例示基準）等の改定に伴う更新を都度、委託事業を通して実施 令和6年度委託事業における調査結果を参考に、<u>「LPガス災害対策マニュアル」改訂案を策定中</u>
17		<ul style="list-style-type: none"> 迅速な情報把握 	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度委託事業において、<u>被災情報等の情報収集体制について検討</u>を行い、検討結果を踏まえて、<u>「LPガス災害対策マニュアル」改訂案を策定中</u>
18		<ul style="list-style-type: none"> 容器の転倒・流出防止対策 	<ul style="list-style-type: none"> 豪雨等による容器流出被害が相次いだことを踏まえ、2021年6月、<u>洪水浸水想定区域等においては、容器のベルト又は鎖の二本掛け等を義務</u>づける液化石油ガス法施行規則及び例示基準を改正
19		<ul style="list-style-type: none"> 雪害事故防止対策 	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度委託事業において、過去の雪害等に係る事故の分析を実施。雪害の発生場所を分析し、地形や気象現象との関係について、一定程度の法則性や地域ごとの特性を明らかにした。この成果を<u>災害予見性マップにまとめ、経済産業省ウェブサイト</u>で公表

国が主体で取り組むアクションプランの実施状況（概要）（4/4）

保安基盤

No	分類	アクションプランの項目	実施した取組
22	保安管理体制	<ul style="list-style-type: none"> 長期人材育成を踏まえた保安教育の確実な実施 	<ul style="list-style-type: none"> 毎年10月、自主保安活動等の顕著な功績を挙げた液化石油ガス販売事業者等への表彰を実施 販売・保安業務に欠かせない知識の獲得を到達目標とし、毎年、全国の液化石油ガス販売事業者等を対象にeラーニングによる講習を実施 令和5年度委託事業にて、制度改正等の変更に伴う保安業務ガイドの改訂を実施
24	スマート保安の推進	<ul style="list-style-type: none"> スマートメータ・集中監視等を利用した保安の高度化 	<ul style="list-style-type: none"> 認定液化石油ガス販売事業者数は2003年頃から減少傾向であったが、低電力・広範囲・ローコストのLPWA（Low Power Wide Area）による集中監視システムの普及等を背景に、最近では第1号、第2号、共に増加。2024年12月末には第1号452者、第2号120者 認定販売事業者制度をより普及させる観点から、認定液化石油ガス販売事業者及びにその従業員が使用できるエンブレムを作成し、2019年4月より経済産業省ウェブサイトにおいて配布
25		<ul style="list-style-type: none"> その他のスマート保安に関するアクションプラン 	

(参考) 保安広報の促進—Xを活用したガス安全広報—

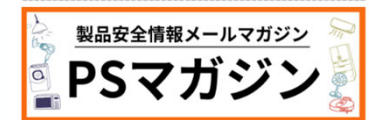
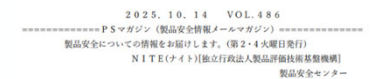
- 10月のLPガス消費者保安月間と9～11月の都市ガスの「ガスと暮らしの安心」運動期間の連携を図り、新たに経済産業省Xアカウントを使い、LPガスの安全に係る広報活動の促進を実施。

公開日	内容 () 内は12/1 時点のインプレッション数	アドレス
9.16	「ガスと暮らしの安心」運動 開始 (7.8千)	https://x.com/medi_NIPPON/status/1968253057856401791
9.22	ガス栓の接続に注意 (9千)	https://x.com/medi_NIPPON/status/1970100105668886992
9.29	飲食店/食品工場向けガス機器使用时注意 * (5.6万)	https://x.com/medi_NIPPON/status/1972643142416622067
10.6	「LPガス消費者保安月間」開始 (1.1万)	https://x.com/medi_NIPPON/status/1975129076760559675
10.14	換気が必要 * (5.4万)	https://x.com/medi_NIPPON/status/1978046216144609356
10.20	警報器の設置 * (4.8万)	https://x.com/medi_NIPPON/status/1980198688095166697
10.27	質量販売 (9.4千)	https://x.com/medi_NIPPON/status/1982736239720869968
11.4	古いガス機器は交換しよう (7.2千)	https://x.com/medi_NIPPON/status/1985670605367361963
11.6	ガス保安功労者経済産業大臣表彰受賞者決定【都市ガス】 (7.5千)	https://x.com/medi_NIPPON/status/1986370447152480533
11.10	ガスの種類に合ったガス機器を (7.2千)	https://x.com/medi_NIPPON/status/1987802846931345660
11.17	他工事対策 (8千)	https://x.com/medi_NIPPON/status/1990370948420362361
11.25	自主保安の取り組み【都市ガス】 (6.4千)	https://x.com/medi_NIPPON/status/1993259283451199714

※ 厚生労働省、農林水産省、観光庁、消防庁、消費者庁等にもリポストにより広報活動への協力を得た



SNS (X) を利用した広報例

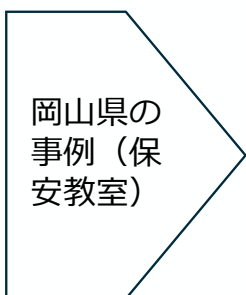


NITEと連携し、NITEメルマガに「ガスと暮らしの安心」運動を定期掲載

(参考) 都道府県・指定都市が主体で取り組むアクションプランの実施状況

- 都道府県・指定都市においてもアクションプランに沿った取組を実施しており、代表的な取組事例としては以下のとおり。

No	分類	アクションプランの項目	実施した取組
5	ガス漏えいによる爆発または火災事故防止対策	・ 周知等による保安意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他工事によるLPG漏洩事故事例の紹介、LPGの危険性やCO中毒の注意喚起、ガス警報器の機能の高度化及び設置の促進等を目的に作成した動画を一般市民向けにWEB配信（堺市） ・ （一社）岡山県LPガス協会に委託し、消費者を対象に保安教室を実施（岡山県）
7		・ ガス警報器の機能の高度化及び設置の促進等	



行事名称	行事で実施した内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ ガスフェア ・ ふれあい体験学習 ・ 暮らし防災フェア ・ 玉島ふるさとふれあい物産展 ・ 岡山県総合防災訓練 ・ 令和6年度赤磐市総合防災訓練 ・ 倉敷市農業祭 ・ 防火訓練 ・ 施設訪問 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガス発電機等の展示実演、保安資料の配布 ・ Siセンサーコンロ等の展示説明 ・ LPガス防災設備・警報器の展示説明 ・ LPガス防災釜、発電機の展示説明 ・ 消火器の操作訓練



目次

1. 液化石油ガス安全高度化計画2030の見直しについて
 - (1) 液化石油ガス安全高度化計画2030の中間評価について
 - (2) 液化石油ガス安全高度化計画2030実施期間における事故の状況について
 - (3) 実行計画の主な取組状況
 - (4) 液化石油ガス安全高度化計画2030の見直しの方向性**
2. 液化石油ガス安全高度化計画2030改訂について

中間評価（まとめ）（案）

- 死亡事故の2021-2024年の年平均は約0.25件、傷害事故が年平均約24.25件で、死亡事故は0～1件未満の安全高度化指標を下回っており、傷害事故においても25件未満の安全高度化指標を下回っている。
- 他方、販売形態別で質量販売、起因者別で消費者及びその他、場所別で業務用施設における傷害事故については、安全高度化指標と比較した場合、指標を上回る状況。

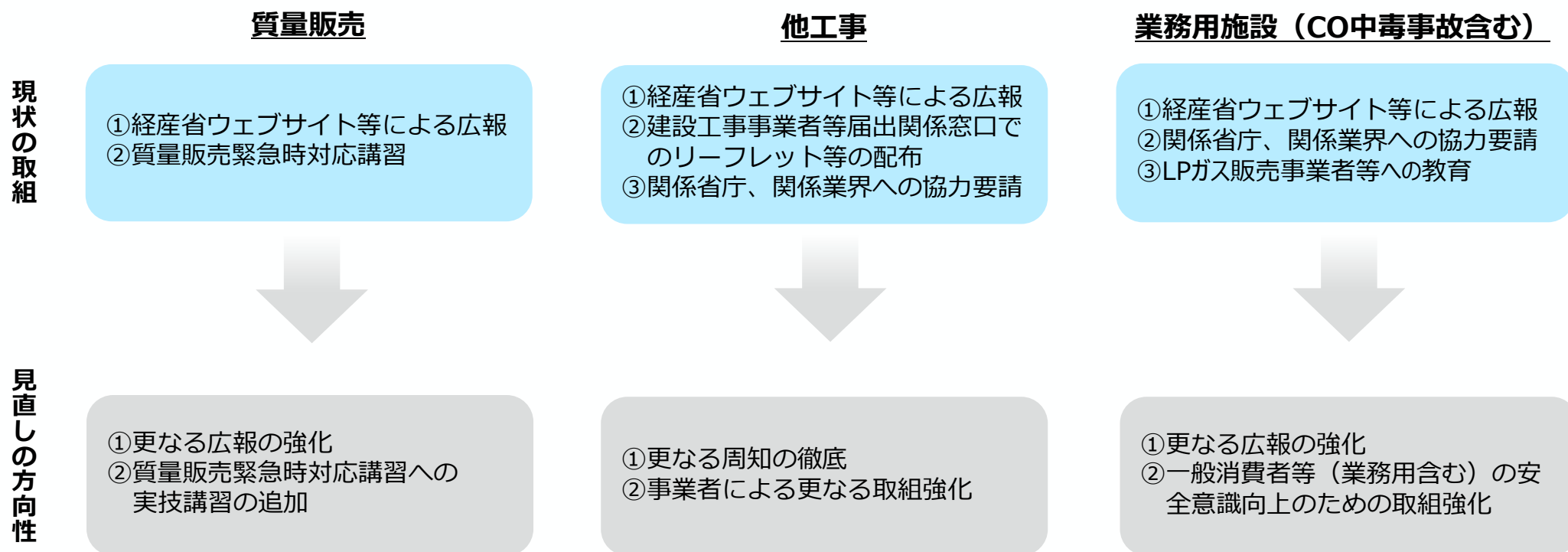


- 液化石油ガス安全高度化計画2030に基づくこれまでの取組は一定の有効性があったものと認められる。
- 引き続き、同計画の安全高度化目標である2030年の死亡事故ゼロに向けて、これまでの取組を継続。
- 加えて、指標を上回る項目（質量販売における傷害事故、消費者及びその他起因による傷害事故、業務用施設での傷害事故）を中心に安全高度化目標の達成に向けた実行計画（アクションプラン）の追加の必要性について検討。

アクションプランの見直しについて（全体像）

- 安全高度化指標と比較し、**指標を上回る項目**（質量販売における傷害事故、消費者及びその他起因による傷害事故、業務用施設での傷害事故）**を中心に、対策の強化等を実施**することとしてはどうか。
- なお、**消費者起因の傷害事故の相当数が、業務用施設で発生**しているため、消費者起因の傷害事故の対策については、**業務用施設（CO中毒事故含む）に包含する形で整理**してはどうか。

見直しの方向性（案）の全体像



2025年12月 第20回液化石油ガス小委員会での主なご意見 (アクションプランの見直しについて (質量販売における事故))

- 近年の災害リスクの高まりや多様な担い手の増加を踏まえ、質量販売に関する講習・広報の在り方については、実技講習の充実や情報発信の多様化等、より幅広い層に届く仕組み作りが必要との意見が示された。

委員・オブザーバーからいただいたご意見

- 質量販売に関わる研修に関して、もっともっと防災関係者も受講できるようになるといい。近年は土砂災害の発生も非常に多いため、実は全国で少しずつ一般の方が小型の重機を扱えるような研修を積極的に受ける動きも出てきている。そのぐらい危機感が高まっている。そういう意味では、こうした質量販売に関する緊急対応講習なども、防災リーダーとしてこれを持っているといいよというぐらいのところで、ちょっと知られるといい。ただ、現状は全国で4か所で行われていないということです。ぜひ対面の講習も含めて、各全国のブロックでもできるような形になるといい。(浅野委員)
- 新たな取組でX、すばらしい。周知の仕方として、事事故例の紹介ではなくて、安全対策の効果やヒヤリ・ハット事例の紹介などもあればいい。(笠井委員)
- ガスを扱う方、先ほど外国人労働者の方が増えたとおっしゃっていましたが、必ずしも日本語に堪能な方ばかりではない。それを外国語で発信するのか、やさしい日本語で発信するのかは別として、何かそのように必ずしも日本語が主でない方に対しても発信するような対策ができればいいのではないか。(藤田委員)
- Xを利用したガス安全広報を拝見いたしまして、これまではパンフレットなどによる広報が多かったと思うのですが、こうしたSNSを利用した広報は、若い世代へのよいツールになっているのではないか。ぜひ消費者保安月間だけでなく、今後も継続していただきたい。また、高齢世代はこうしたデジタル化された情報へのアクセスが難しく、デジタルデバイドの問題もありますので、リーフレットの作成や対面での講習会などの継続もお願いしたい。(倉田委員)
- Xの活用はすごくいい。さらに進展させていくことをお願いしたいと思っております。もちろん強化月間に御案内するのはいいと思いますし、何かちょっとした事故でも起こったときは関心が高まる時なので、そのときに情報発信をうまく、それに関連したようなものを繰り返し、ヒヤリ・ハットとかの例も含めたり、うまくこのように防げたという例を併せて伝えていくことで、皆様の関心に添えていけるのではないか。他のSNSへの広がりですとか、取りこぼしがないようにパンフレットも引き続きとか、行き届かないような高齢の方には、例えば見守りの方につなげるとか、そういったこともあっていい。(小笠原委員)
- 実技講習とかXとかで新しい取組もされているということなので、この分類に基づいて新しい取組をされてほしい。(笠井委員)
- 質量販売のところにつきまして、実技講習の重要性は我々も十分認識しております。これについて今回新たに入れていただける方向になったということでございまして、我々としても非常にありがたい。(村田オブザーバー)

2025年12月 第20回液化石油ガス小委員会での主なご意見 (アクションプランの見直しについて (他工事における事故))

- ガス安全に関する周知・広報については、利用者層の多様化を踏まえ、SNSと従来媒体を組み合わせた多面的な情報提供を強化する必要性が指摘された。
- 事故事例の紹介に偏らず、安全対策の効果やヒヤリ・ハット事例の活用、高齢者や外国人を含む幅広い層へのアクセシビリティ確保など、実効性の高い広報手法を継続的に発展させるべきとの意見が示された。

委員・オブザーバーからいただいたご意見

- 新たな取組でX、すばらしい。周知の仕方として、事故事例の紹介ではなくて、安全対策の効果やヒヤリ・ハット事例の紹介などもあればいい。 (笠井委員)
- リフォーム関係が増えてきていて、リフォームで工事業業者さんの事故でシールを使ったりとかというのはすごくいいが、消費者側からも関心を持ってもらうという意味では、もしかしたらもう案内されているかもしれないのですが、住んでいるダイヤルといったところにも周知していくのは1つ手。住宅リフォーム・紛争処理支援センターというところがありまして、予算の関係もあると思うのですが、そういったところにもちょっと手を伸ばしていくといい。 (小笠原委員)
- SNSの対策について、アクセシビリティの問題がちょっと気になっているところです。ガスを扱う方、先ほど外国人労働者の方が増えたとおっしゃっていましたが、必ずしも日本語に堪能な方ばかりではない。それを外国語で発信するのか、震災のときに度々話題になりますが、やさしい日本語で発信するのかは別として、何かそのように必ずしも日本語が主でない方に対しても発信するような対策ができればいいのではないかと。 (藤田委員)
- 外国人の方々が飲食店で働いていてガスを利用したり、工事業者として働いていたり、もちろん家庭でもガスを利用したりと、様々な場面でガスの利用が考えられる。その際に、日本語での説明が理解の壁とならないように、ガス利用に関するリーフレット等の翻訳、多言語化を進めていただきたい。 (倉田委員)
- Xを利用したガス安全広報を拝見いたしまして、これまではパンフレットなどによる広報が多かったと思うのですが、こうしたSNSを利用した広報は、若い世代へのよいツールになっているのではないかと。ぜひ消費者保安月間だけでなく、今後も継続していただきたい。また、高齢世代はこうしたデジタル化された情報へのアクセスが難しく、デジタルデバイドの問題もありますので、リーフレットの作成や対面での講習会などの継続もお願いしたい。 (倉田委員)
- Xの活用はすごくいい。さらに進展させていくことをお願いしたいと思っておりますし、もちろん強化月間に御案内するのはいいと思いますし、何かちょっとした事故でも起こったときは関心が高まるので、そのときに情報発信をうまく、それに関連したようなものを繰り返し、ヒヤリ・ハットとかの例も含めたり、うまくこのように防げたという例を併せて伝えていくことで、皆様の関心に応えていけるのではないかと。他のSNSへの広がりですとか、取りこぼしがないようにパンフレットも引き続きとか、行き届かないような高齢の方には、例えば見守りの方につなげるとか、そういったこともあっていい。 (小笠原委員)

2025年12月 第20回液化石油ガス小委員会での主なご意見 (アクションプランの見直しについて(業務用施設等における事故(CO中毒含む)))

- ガス安全に関する周知・広報については、利用者層の多様化を踏まえ、SNSと従来媒体を組み合わせた多面的な情報提供を強化する必要性が指摘された。
- 事故事例の紹介に偏らず、安全対策の効果やヒヤリ・ハット事例の活用、高齢者や外国人を含む幅広い層へのアクセシビリティ確保など、実効性の高い広報手法を継続的に発展させるべきとの意見が示された。

委員・オブザーバーからいただいたご意見

- 新たな取組でX、すばらしい。周知の仕方として、事故事例の紹介ではなくて、安全対策の効果やヒヤリ・ハット事例の紹介などもあればいい。(笠井委員)
- SNSの対策について、アクセシビリティの問題がちょっと気になっているところです。ガスを扱う方、先ほど外国人労働者の方が増えたとおっしゃっていましたが、必ずしも日本語に堪能な方ばかりではない。それを外国語で発信するのか、震災のときに度々話題になりますが、やさしい日本語で発信するのは別として、何かそのように必ずしも日本語が主でない方に対して発信するような対策ができればいいのではないか。(藤田委員)
- 外国人の方々が飲食店で働いていてガスを利用したり、工事業者として働いていたり、もちろん家庭でもガスを利用したりと、様々な場面でガスの利用が考えられる。その際に、日本語での説明が理解の壁とならないように、ガス利用に関するリーフレット等の翻訳、多言語化を進めていただきたい。(倉田委員)
- Xを利用したガス安全広報を拝見いたしまして、これまではパンフレットなどによる広報が多かったと思うのですが、こうしたSNSを利用した広報は、若い世代へのよいツールになっているのではないか。ぜひ消費者保安月間だけでなく、今後も継続していただきたい。また、高齢世代はこうしたデジタル化された情報へのアクセスが難しく、デジタルデバイドの問題もありますので、リーフレットの作成や対面での講習会などの継続もお願いしたい。(倉田委員)
- Xの活用はすごくいい。これからさらに進展させていくことをお願いしたいと思っておりますし、もちろん強化月間に御案内するのはいいと思いますし、何かちょっとした事故でも起こったときは関心が高まる時なので、そのときに情報発信をうまく、それに関連したようなものを繰り返し、ヒヤリ・ハットとかの例も含めたり、うまくこのように防げたという例を併せて伝えていくことで、皆様の関心に応えていけるのではないか。他のSNSへの広がりですとか、取りこぼしがないようにパンフレットも引き続きとか、行き届かないような高齢の方には、例えば見守りの方につなげるとか、そういったこともあっていい。(小笠原委員)

2025年12月 第20回液化石油ガス小委員会での主なご意見（その他）

- 事故件数が底打ちする中で、今後の保安水準を維持するのか、低減を図るのかという方向性を踏まえつつ、既存の合理的な分類体系を基盤に、スマート保安や新技術の導入など環境変化に対応した取組の強化が求められているとの指摘があった。
- 予期せぬ事象への備えや地域防災人材との連携等、多様な主体を巻き込んだ保安活動の深化により、今後10年間の不確実性に対応し得る柔軟かつ実効的な体制整備が必要との意見が示された。

委員・オブザーバーからいただいたご意見

- 事故件数自体は、大局的に見ると、ほぼ底打ちをしたような状態になっているのかなということではありますが、これを全体としてさらに、言わば底割れしていくような状況にまで持っていくのか。ですので、今の安全の状況を維持するスタンスを取るのか、あるいは加速するスタンスなのかによって、この辺りの内容の当否は問われていかなければならないのではないか。（加藤委員）
- アクションプランの各項目で大分類、中分類、小分類とあって、事故事例から考えると合理的。各団体の取組もこれに基づいてされていまして、常日頃より保安活動をされているということで、各団体の活動もかなり合理的でありますので、保安が保たれているのではないかと考えています。これからもこの分類自体はそれほど大きく変える必要はないのではないか。（笠井委員）
- 現状、人手不足とか外国人労働者という問題があるので、やはり一番最後のスマート保安とか新技術の導入のところを広げていくことが我が国の保安にとって重大になるのではないかと。（笠井委員）
- これから10年間の環境変化ということで、少子化ですとかいろいろな災害がこれからも起こっていくだろうと考えられているのですが、10年間は長いので、誰も想定しないようなことが起こることも考えられるのか、それとも、これで十分なのかというのがちょっと分らなかったもので、もし予期しないことが起こった場合には、関係者で集まって緊急に対策するとか、そのようなことも事前に考えておいてもいい。（小笠原委員）
- 災害ボランティアとか地域の防災リーダーに向けて、この啓発をもっともっと掘り起こしてやっていける部分がたくさんある。その辺りは災害ボランティアの全国組織とか、あと今、都道府県レベルでの常設の災害ボランティアのネットワーク、災害ボランティアセンターの常設化も進んでいますし、各地で盛んに防災リーダー育成の研修もやっていますので、そういったところでの情報提供。（浅野委員）
- ハインリッヒの法則ではないですけども、やはり重要な事故に比べると、ヒヤリ・ハット事故の辺りのほうが件数はすごく多いので、社会的な背景を知るという意味では、ヒヤリ・ハットみたいなものを調べるのも大事。（大谷委員長）



目次

1. 液化石油ガス安全高度化計画2030の見直しについて
 - (1) 液化石油ガス安全高度化計画2030の中間評価について
 - (2) 液化石油ガス安全高度化計画2030実施期間における事故の状況について
 - (3) 実行計画の主な取組状況
 - (4) 液化石油ガス安全高度化計画2030の見直しの方向性
2. **液化石油ガス安全高度化計画2030改訂について**

液化石油ガス安全高度化計画2030改訂の概要

- 本改訂においては、感染症対策の位置付けの見直し、質量販売に係る事故防止対策の整理、CO中毒防止に向けた動画共有サービス活用、質量販売緊急時対応講習の周知拡充および実技導入検討、他工事事故対策の強化等、高度化目標の着実な達成に向けた内容を反映した。

<高度化計画改定の主なポイント>

改訂ポイント①

2030年までの期間において想定される環境変化での感染症対策の位置づけ変更

【第1章】

▶ 計画策定当初には、新型コロナウイルス感染症が蔓延していたこともあり、「⑤感染症対策」を重点項目として位置づけていたが、新型コロナウイルス感染症の位置づけが、「新型インフルエンザ等感染症（いわゆる2類相当）」から「5類感染症」へ変更になったことを踏まえ、今般の改訂以降、重点項目としては位置づけないこととする。

改訂ポイント②

アクションプランにおける質量販売に係る事故防止対策の位置付けの見直し

【第2章】

▶ これまで高度化計画のアクションプランでは、「質量販売に係る事故防止対策」は「販売事業者起因事故対策」の中にのみ位置付けられていた。一方、質量販売に関する国の制度整備や周知の取組は、消費者起因事故の防止を目的とするものであるため、「消費者起因事故対策」の欄に新たに「質量販売に係る事故防止対策」を追加する。

改訂ポイント③

CO中毒事故防止対策として、動画共有サービスの活用

【第3章】

▶ 国は、全国のLPガス事業者や業務用厨房機器を使用する一般消費者等の保安レベルの維持・向上を図るため、従来から実施しているオンデマンドのeラーニングによる講習をYouTube等の動画共有サービスを活用して公開し、誰もがいつでも閲覧できる啓発環境を提供する、という内容を追記。

改訂ポイント④

質量販売緊急時対応講習の周知の強化について追記

【第3章】

▶ キャンピングカー等の利用増加を踏まえ、一般消費者の保安意識向上が重要であるため、国が質量販売の緊急時対応の重要性を広く周知し、SNS等を活用して講習の受講促進に取り組む、という内容を追記。

改訂ポイント⑤

質量販売緊急時対応講習における実技講習の導入の検討について追記

【第3章】

▶ 質量販売における人身事故の主な事故原因として、バルブやガス栓等の誤操作や閉め忘れ等の開閉ミス等のヒューマンエラーが多い状況にあるため、現在座学中心で行われている質量販売緊急時対応講習について、オプション等による実技講習の導入を検討する、という内容を追記。

改訂ポイント⑥

他工事事故防止対策として、取組強化（広報・周知、表示活用等）や関係省庁等と連携したSNS発信の追記

【第4章】

▶ 更なる取組の強化（LPガス事業者から一般消費者等への広報、周知の継続や埋設管表示シールの活用等）を図る点や新たに関係省庁や関係機関とも連携し、SNSを活用した情報発信等を行う、という内容を追記。

第1章 液化石油ガス保安の現状と検討の基本的方向

改訂ポイント①

3. 2030年までの期間において想定される環境変化

- 計画策定当初には、新型コロナウイルス感染症が蔓延していたこともあり、「⑤感染症対策」を重点項目として位置づけていたが、新型コロナウイルス感染症の位置づけが、「新型インフルエンザ等感染症（いわゆる2類相当）」から「5類感染症」へ変更になったことを踏まえ、今般の改訂以降、重点項目としては位置づけないこととする。

今後10年間に想定される環境変化（2021年時点）

①過疎化・高齢化

- 2021年以降の人口の状況としては、沖縄県等一部地域を除き、人口の増加がみられる地域は都市部に限定
- 人口減によるLPガスの中長期的な需要縮小過疎化による供給困難地域の拡大が見込まれる

②人手不足、外国人の増加

- 保安の現場を担う人材確保が困難
- 外国人流入増による雇用拡大が見込まれる

③新たなデジタル技術の導入に伴う変化

- スマートメータ、IoT、AI等といった新たなデジタル技術を活用した保安の仕組みも積極的に取り組まれることとなり、その変化のフォローも必要
- デジタル技術の発展に伴い、セキュリティ対策（個人情報保護対策）も疎かにできない

④自然災害の多発化・激甚化

- 大規模地震、水害等における水害時における二次災害への対策が必要
- 災害発生後のLPガス供給の早期復旧復興に備え、LPガス事業者等は予め顧客情報、設備情報、LPガス保安に関する情報等、情報の保全に努めることが必要
- 水害に関しては近年、我が国においてどこでも発生しうる可能性があるため、特に対策を講じることが必要

⑤感染症対策

- 今後の更なる感染拡大リスクやその他の感染症リスクに備え、人と人との接触機会を減らした保安確保の手法が必要

2025年時点の状況

①過疎化・高齢化

- 転入超過・転出超過^{※1}：2020年は8都府県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、滋賀県、大阪府、福岡県、沖縄県）が転入超過、残り39道府県は転出超過 → 2024年は7都府県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、大阪府、福岡県）が転入超過、残り40道府県は転出超過
- 高齢化率（65歳以上人口割合）^{※2}：28.6%（2020年）⇒29.3%（2024年）

②人手不足、外国人の増加

- 2025年1月時点における、正社員の人手不足を感じている企業は53.4%であり、コロナ禍（2020年4月）以降で過去最高を記録^{※3} → 人手不足は加速化
- 外国人労働者総数^{※4}：1,727千人（2021年）⇒2,303千人（2024年）

③新たなデジタル技術の導入に伴う変化

- LPWAやAIを活用した配送業務の効率化（ex.ソフトバンク株式会社は、LPガスの配送最適化に関わるサービス Routify（ルーティファイ）を提供）
- 第7次エネルギー基本計画において、LPガスのCN対応を推進すべく、rDM Eを混入した低炭素LPガスの導入の取組の推進（2025年）

④自然災害の多発化・激甚化

- 能登半島地震の発生（2024年）
- 第7次エネルギー基本計画において、災害時にはエネルギー供給の「最後の砦」と位置づけ（2025年）

⑤感染症対策

- 2023年5月8日より、新型コロナウイルス感染症の位置づけを「新型インフルエンザ等感染症（いわゆる2類相当）」から「5類感染症」へ変更^{※5}

※1：総務省 住民基本台帳人口移動報告 2020年（令和2年）結果（移動率）および 住民基本台帳人口移動報告 2024年（令和6年）結果（移動率）より。 ※2：令和7年版高齢社会白書（内閣府）より。
※3：帝国データバンク 人手不足に対する企業の動向調査（2025年1月）より。 ※4：外国人雇用状況（令和6年10月末時点）（厚生労働省）より。 ※5：厚生労働省 新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の対応についてより。

第1章 液化石油ガス保安の現状と検討の基本的方向

改訂ポイント①

3. 2030年までの期間において想定される環境変化

現行

3. 今後10年間に想定される環境変化

L Pガスの今後の国内におけるエネルギーとしての位置づけを「**第5次エネルギー基本計画**」に基づき見てみると、化石燃料の中で温室効果ガスの排出が比較的 low、また最終需要者への供給体制及び備蓄制度が整備され、可搬性、貯蔵の容易性に利点があることから、平時の国民生活、産業活動を支えるとともに、緊急時にも貢献できる分散型のクリーンなガス体のエネルギー源とされている。また、災害時にはエネルギー供給の「最後の砦」として位置づけられ、今後も国民生活において、重要なエネルギーであり続けることが見込まれる。そのような中、今後、L Pガス事業を取り巻く社会情勢の変化と想定されるリスクを以下に整理する。

- ① 過疎化・高齢化
- ② 人手不足、外国人の増加
- ③ 新たなデジタル技術の導入に伴う変化
- ④ 自然災害の多発化、激甚化
- ⑤ 感染症対策



改訂案

3. 2030年までの期間において想定される環境変化

L Pガスの今後の国内におけるエネルギーとしての位置づけを「**第7次エネルギー基本計画**」に基づき見てみると、化石燃料の中で温室効果ガスの排出が少なく、**約4割の家庭に供給され**、備蓄体制も整備されており、可搬かつ貯蔵が容易で**品質劣化のない分散型エネルギーとされている**。また、国内需要の8割を占める輸入先は米国、カナダ、豪州で9割超と地政学リスクが低く、エネルギー安全保障にも資するうえ、ボンベで全国のどこへでも供給可能であり、災害時には、病院等の電源や避難所等の生活環境向上にも資する「最後の砦」としても、**重要なエネルギー源として位置づけられ**、今後も国民生活において、重要なエネルギーであり続けることが見込まれる。そのような中、今後、L Pガス事業を取り巻く社会情勢の変化と想定されるリスクを以下に整理する。**なお、計画策定当初は、新型コロナウイルス感染症が蔓延していたこともあり、「⑤感染症対策」を重点項目として位置づけていたが、2023年5月8日より、新型コロナウイルス感染症の位置づけが、「新型インフルエンザ等感染症（いわゆる2類相当）」から「5類感染症」へ変更になったことを踏まえ、今般の改訂以降、重点項目としては位置づけないこととする。**

- ① 過疎化・高齢化
- ② 人手不足、外国人の増加
- ③ 新たなデジタル技術の導入に伴う変化
- ④ 自然災害の多発化、激甚化

(参考) 2030年までの期間において想定される環境変化の内容

改訂ポイント①

① 過疎化・高齢化

- 総務省の住民基本台帳人口移動報告の2025年の転入超過数を都道府県別にみると、東京都が6万5,597人と最も多く、次いで神奈川県（1万8,524人）、大阪府（1万7,489人）など7都府県で転入超過となっている。特に、3大都市圏（東京圏、名古屋圏及び大阪圏）への転入超過が続いているのに対し、多くの地方圏では転出超過が続いている。このような人口移動の傾向から、人口減少が進む地域を中心に、L Pガスの中長期的な需要縮小や過疎化による供給困難地域の拡大が見込まれる。
- 我が国の65歳以上人口は、令和6年10月1日時点で3,624万人となり、総人口に占める割合（高齢化率）は29.3%に達している。今後も高齢化率は上昇を続けることが見込まれる中、こうした高齢化の進展に伴い、ガス機器の異常への気付きの遅れ等の保安リスクが高まることが想定される。

② 人手不足、外国人の増加

- 生産年齢人口が減少する中、近年、多くの産業で人手不足が進み、特に中小企業で深刻化している。こうした状況は、多くの企業の経営に影響を及ぼしており、保安の現場を担う人材確保が一層困難になってきている。
- 日本で就労している外国人は、令和7年10月末時点で過去最高の257万1,037人となっており、外国人流入増による雇用拡大が今後も見込まれる。なお、国内における総在留外国人数は令和7年6月末現在、395万6,619人おり、L Pガスの利用者としての側面にも配慮が引き続き必要となる。

③ 新たなデジタル技術の導入に伴う変化

- 少子高齢化や経済の低迷が続く我が国において、社会課題の解決を進めるためには、AIをはじめとする進展するデジタル技術の活用が求められている。L Pガス分野においても、深刻化する人材不足の中で、LPWAやAIを活用した配送業務の効率化といった動きが見られ、デジタル技術を組み込んだ体制の整備が本格的に進展している。これらの技術導入に伴い、継続的にその変化をフォローし、運用面の最適化を図ることが求められる。また、デジタル活用が社会のあらゆる面で拡大する一方、世界情勢の不安定化・緊迫化等も背景にしたサイバー攻撃の複雑化・巧妙化や、デジタル活用拡大に伴うシステムの複雑化やインターネットに面したアタックサーフェス（攻撃可能面）の拡大等により、ランサムウェアやゼロデイ攻撃等による機密情報の漏えい、重要インフラのサービス停止等のセキュリティリスクが拡大傾向にあるため、個人情報保護を含む情報セキュリティ全般のガバナンスの確立等が重要となってくる。

④ 自然災害の多発化、激甚化

- 近年、自然災害の多発化、激甚化が進む中、大規模地震、水害時における情報収集体制の整備及び二次災害への対策等が必要である。さらに災害発生後のL Pガス供給の早期復旧に備え、L Pガス事業者等は予め顧客情報、設備情報、L Pガス保安に関する情報等、情報の保全に努めることが必要。地震及び水害に関しては、我が国においてどこでも発生しうる可能性があるため、特に対策を講じることが必要となる。

第2章 液化石油ガス安全高度化計画

改訂ポイント②

4.高度化目標の達成に向けたアクションプランの項目 (1) 事故対策

- これまで高度化計画のアクションプランでは、「質量販売に係る事故防止対策」は「販売事業者起因事故対策」の中にのみ位置付けられていた。一方、質量販売に関する国の制度整備や周知の取組は、消費者起因事故の防止を目的とするものであるため、「消費者起因事故対策」の欄に新たに「質量販売に係る事故防止対策の強化」を追加する。

大分類	中分類	小分類	アクションプランの項目	主体者
事故対策	消費者起因事故対策	CO中毒事故防止対策	➢ 業務用施設等に対する安全意識の向上のための周知・啓発の強化	国、第三者機関、LPガス事業者
			➢ 業務用換気警報器・CO警報器の設置促進	国、LPガス事業者
			➢ 安全型機器及び設備の開発普及	LPガス事業者、関係事業者
		ガス漏えいによる爆発または火災事故防止対策	➢ 安全な消費機器等の普及促進	国、LPガス事業者、関係事業者
			➢ 更なる周知等による保安意識の向上	国、都道府県、指定都市、第三者機関、LPガス事業者
			➢ 誤開放防止対策の推進	LPガス事業者
	販売事業者起因事故対策	設備対策	➢ ガス警報器の機能の高度化及び設置の促進等	国、都道府県、指定都市、LPガス事業者、関係事業者
			➢ 消費設備調査の高度化	LPガス事業者
		その他事故防止対策	➢ リコール対象品等への対応	国、LPガス事業者、関係事業者
			➢ 質量販売に係る事故防止対策の強化	国、都道府県、指定都市、第三者機関、LPガス事業者
自然災害対策	地震・水害・雪害対策	➢ 供給管・配管の事故防止対策	LPガス事業者	
		➢ 調整器、高圧ホース等の適切な維持管理	LPガス事業者	
		➢ 軒先容器の適切な管理	LPガス事業者	
		➢ 他工事事故防止対策の強化	国、都道府県、指定都市、第三者機関、LPガス事業者	
		➢ 質量販売に係る事故防止対策の強化	LPガス事業者	
保安基盤	保安管理体制	➢ バルク貯槽等の告示検査対応	LPガス事業者	
		➢ 災害に備えた体制構築	国、都道府県、指定都市、LPガス事業者	
		➢ 迅速な情報把握	国、都道府県、指定都市、LPガス事業者	
		➢ 容器の転倒・流出防止対策	国、都道府県、指定都市、LPガス事業者、関係事業者	
	スマート保安の推進	➢ 雪害事故防止対策	国、都道府県、指定都市、LPガス事業者	
		➢ 経営者等の保安確保へ向けたコミットメント等及び保安レベルの自己評価	LPガス事業者	
		➢ LPガス販売事業者等の義務の再確認等	LPガス事業者	
スマート保安の推進	スマート保安の推進	➢ 長期人材育成を踏まえた保安教育の確実な実施	国、第三者機関、LPガス事業者	
		➢ 自主的な基準の維持・運用	第三者機関	
		➢ スマートメータ・集中監視等を利用した保安の高度化	国、第三者機関、関係事業者、LPガス事業者	
			➢ その他のスマート保安に関するアクションプラン	国、LPガス事業者

第3章 消費者起因の事故対策

改訂ポイント③

1. CO中毒事故防止対策 (1) 業務用施設等に対する安全意識向上のための周知・啓発の強化

- 一般消費者等（業務用含む）に起因する人身事故の2021-2024年の年平均16件は、2016-2020年の年平均15.4件と比較して増加しており、また、使用場所は、**飲食店が27件と最も多く**、一般家庭より業務用厨房での比率が高くなっている。なお、業務用施設での人身事故の使用場所についても同様に、飲食店が33件と最も多い。
- こうした状況を踏まえ、飲食店向けにリーフレット等を用いた広報や関係省庁、関係業界への協力要請、LPガス販売事業者等への教育機会の提供を行っているところであるが、更に、国として、保安レベル向上のため、**従来のeラーニング講習をYouTube等で公開**し、誰もが随時閲覧できる啓発環境を提供する点を追記。

現状の取組

- ① 経産省ウェブサイト等による広報：ガス機器使用時の換気の周知、業務厨房施設における一酸化炭素中毒事故防止のための注意喚起等の動画・リーフレットを作成し、経産省ウェブサイトへ掲載。
- ② 関係省庁、関係業界への協力要請：業務用厨房施設等におけるCO中毒事故防止の取組について、関係省庁、関係業界へ協力要請を実施。
- ③ LPガス販売事業者等への教育：全国のLPガス販売事業者等に対して、CO中毒事故防止に関するeラーニングを実施。



一般向け広報



飲食店向け広報



見直しの方向性

- ① 業務用施設（特に飲食店）での事故が多く、人員の入れ替わりがあることを踏まえれば、広報を粘り強く行うことが重要。LP販売事業者による周知に加え、更なる周知の強化を図る。
- ② 一般消費者等（業務用含む）の安全意識向上のための取組強化を図る。



飲食店・食品工場向け広報



販売事業者等へのマニュアル

第3章 消費者起因の事故対策

1. CO中毒事故防止対策 (1) 業務用施設等に対する安全意識向上のための周知・啓発

現行

1. CO中毒事故防止対策

(1) 業務用施設等に対する安全意識向上のための周知・啓発

LPガス事業者は、業務用施設等についてオーナーや管理者向けに、燃焼機器やダクト、フード等の給排気設備のメンテナンスと警報器の設置促進に関する周知・啓発を実施する。また、従業員向けに、消費機器使用時の換気の重要性・警報器作動時の対応に関する周知・啓発を徹底する。なお、業務用施設等とは、厨房だけではなく、ホテル・旅館、学校、福祉施設やボイラー設置先を言う。更に、建物外壁の塗装工事等を行う事業者向けに、塗装養生時の注意事項（給排気口の閉塞防止、万が一閉塞しなければならない場合は、ガス機器を使用しないことの居住者への通知の徹底）に関する周知・啓発を徹底する。

他方、国は、業務用施設等を使用する事業の所管省庁（文部科学省、厚生労働省等）に対して、定期的な省庁連絡会議を開催し、CO中毒事故防止注意喚起を要請するとともに、関係する業界団体に対しても、同様の要請を行う。更に、第三者機関及びLPガス事業者の業界団体は、厨房施設の管理者等が集う食品衛生責任者の講習会等において、CO中毒事故防止に関する周知・啓蒙が実施されるよう関係団体に対して働きかけるなど、多面的な方向からの周知が行われる体制構築を目指す。



改訂案

1. CO中毒事故防止対策

(1) 業務用施設等に対する安全意識向上のための周知・啓発

LPガス事業者は、業務用施設等についてオーナーや管理者向けに、燃焼機器やダクト、フード等の給排気設備のメンテナンスと警報器の設置促進に関する周知・啓発を実施する。また、従業員向けに、消費機器使用時の換気の重要性・警報器作動時の対応に関する周知・啓発を徹底する。なお、業務用施設等とは、厨房だけではなく、ホテル・旅館、学校、福祉施設やボイラー設置先を言う。更に、建物外壁の塗装工事等を行う事業者向けに、塗装養生時の注意事項（給排気口の閉塞防止、万が一閉塞しなければならない場合は、ガス機器を使用しないことの居住者への通知の徹底）に関する周知・啓発を徹底する。

他方、国は、業務用施設等を使用する事業の所管省庁（文部科学省、厚生労働省等）に対して、定期的な省庁連絡会議を開催し、CO中毒事故防止注意喚起を要請するとともに、関係する業界団体に対しても、同様の要請を行う。更に、第三者機関及びLPガス事業者の業界団体は、厨房施設の管理者等が集う食品衛生責任者の講習会等において、CO中毒事故防止に関する周知・啓蒙が実施されるよう関係団体に対して働きかけるなど、多面的な方向からの周知が行われる体制構築を目指す。

また、国は、全国のLPガス事業者や業務用厨房機器を使用する一般消費者等の保安レベルの維持・向上を図るため、従来から実施しているオンデマンドのeラーニングによる講習をYouTube等の動画共有サービスを活用して公開し、誰もがいつでも閲覧できる啓発環境を提供する。

第3章 消費者起因事故対策

改訂ポイント④・⑤

2. ガスの漏えいによる爆発または火災事故防止対策 (7) 質量販売に係る事故防止対策の強化

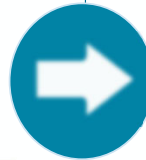
- 質量販売での人身事故件数の2021-2024年の年平均4.75件は、2016-2020年の年平均3.4件と比較して増加しており、また使用場所については、キッチンカーが7件と最も多い状況である。
- こうした状況を踏まえ、質量販売されたLPガスを安全に使用するための動画やリーフレットを作成し、経産省ウェブサイト等での広報を実施。また、2022年に保安業務告示及び通達の一部改正を実施し、消費者自身が緊急時に必要な措置を自ら行うことが可能となるよう講習制度を構築したところであるが、本講習の周知の強化及び実技講習の導入の検討の点を追記。

現状の取組

- ①経産省ウェブサイト等による広報：委託事業を活用し、質量販売されたLPガスを安全に使用するための動画・リーフレットを掲載。また、Xを活用し、質量販売緊急時対応講習の受講を促す広報を実施。
- ②質量販売緊急時対応講習：LPガスの基礎知識、漏えい時の対応、容器バルブの操作方法などが講義内容として含まれるが、座学講習中心で行われている。

見直しの方向性

- ①更なる広報の強化：キャンピングカー、キッチンカー等を利用される一般消費者等に対して、更なる広報の強化を図って、質量販売緊急時対応講習の積極的な受講を促す環境作りを行う。
- ②質量販売緊急時対応講習への実技講習の追加：現状の座学講習のみではなく、実技講習をオプション等で導入することを検討。



委託事業により作成した動画



イーエルジー株式会社の講習風景（HPより）



ガス栓へのゴム管の挿入不足がない状態



赤い線が見えているため、差し込み不足

第3章 消費者起因事故対策

改訂ポイント④・⑤

2. ガスの漏えいによる爆発または火災事故防止対策 (7) 質量販売に係る事故防止対策の強化

現行	改訂案
新設	<p>(7) 質量販売に係る事故防止対策の強化</p> <p>国は、2022年7月、「保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示」等を一部改正し、質量販売されたLPガスを、キャンピングカー、キッチンカー等の消費設備により消費する一般消費者等が、質量販売緊急時対応講習を修了し、緊急時に必要な措置を自ら行うことについて、LPガス販売事業者によりその確認を受けた場合は、保安機関の体制についての規制を緩和することとし、当該一般消費者等を緊急時対応（30分ルール）の対象から除くことを可能とした。</p> <p>近年、能登半島地震をはじめとする大規模災害において、キャンピングカーやキッチンカー等の車両が炊き出しに活用される等、LPガスが災害時のエネルギー供給の最後の砦として重要性を高めており、内閣府による災害対応車両登録制度の運用開始等を通じて、その活用基盤の整備が進められている。こうした活用が広がる中、キャンピングカーやキッチンカー等を利用する一般消費者等が増加していることを踏まえ、これらの利用者の保安意識の向上が一層重要となっている。このため、国において、質量販売に係る緊急時対応の重要性について広く周知を図るとともに、対象者のみならず一般消費者等が質量販売緊急時対応講習を積極的に受講できるよう、SNS等をはじめとする講習情報の周知等に取組むこととする。</p> <p>また、質量販売における人身事故は、高度化指標である「年間3件未満」に対し、実績は年間4.8件（2021～2025年の年平均）と指標を上回っている。事故原因としては、バルブやガス栓等の誤操作や閉め忘れ等の開閉ミス等のヒューマンエラーが多い状況を踏まえ、国は、現在座学中心で行われている質量販売緊急時対応講習について、オプション等による実技講習の導入を検討する。さらに、消費者による誤操作や閉め忘れ等に起因する事故が多く発生していることを踏まえ、機器の適切な取扱いについて広く周知・徹底が図られるよう、国、都道府県、指定都市、第三者機関及びLPガス事業者等による連携した取組を実施する。</p>



第4章 販売事業者起因の事故対策

改訂ポイント⑥

2. その他事故防止対策 (1) 他工事事故防止対策

- 他工事事故発生件数の2021-2024年の年平均66.5件は、2016-2020年の年平均48.6件と比較して増加しており、起因者別の割合においても、2021-2024年32%と最も多い。
- こうした状況を踏まえ、他工事事故防止のため、一般消費者、建設工事事業者等向けにリーフレット等を用いた広報、関係省庁、関係業界への協力要請、LPガス販売事業者等への教育を毎年度実施しているところであるが、**取組強化（広報・周知、表示活用等）**や**関係省庁等と連携したSNS発信**の点を追記。

現状の取組

- ①経産省ウェブサイト等による広報：敷地内でのリフォームや、自宅付近で水道工事がある場合は“事前に”LPガス販売事業者に連絡をお願いするリーフレットを掲載。
- ②建設工事事業者等届出関係窓口でのリーフレット等の配布。
- ③関係省庁、関係業界への協力要請：毎年度、経済産業省から関係省庁、関係業界に対して、「建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について」の協力要請文書を発出。

見直しの方向性

- ①更なる周知の徹底：特に一般家庭や集合住宅の工事を行うリフォーム業者、水道業者等へ継続した周知の徹底を行うことが重要。今後も広報、周知活動等を継続しつつ、関係省庁や関係機関とも連携したSNSを活用した情報発信を行う。
- ② LPガス販売事業者による更なる取組強化を図る（事業者から一般消費者への継続した広報、周知等）



他工事業者向け周知



一般消費者等向け周知



他工事事故対応LPガス保安ガイド



岡山県LPガス協会等は、会員企業等に「埋設管表示シール」を配布、販売

第4章 販売事業者起因の事故対策

2. その他事故防止対策 (1) 他工事事故防止対策

現行

2. その他事故防止対策

(1) 他工事事故防止対策

道路に埋設されたガス管などの他工事事故対策については、LPガス事業者により地道な周知活動が行われているが事業者の努力だけで事故を防止するのは難しいため、他工事事業者から現場の他工事従事者に至るまで広く周知・徹底が図られるよう、他工事事業者・他工事従事者、国、都道府県及びLPガス事業者等による連携した取組を実施する。

一般消費者敷地内の埋設管の他工事事故対策では、道路と異なり個人の敷地内での工事となるため、LPガス事業者に事前の工事照会がない場合が多いことから、国、都道府県及びLPガス事業者が連携して一般消費者等へ工事の事前照会を行うよう周知・啓発活動を実施する。そのうえで、他工事に関する事前照会があった場合には、LPガス事業者は立会等や他工事事業者に対する酸欠事故防止も含めた啓蒙など適切な対応を行う。



改訂案

2. その他事故防止対策

(1) 他工事事故防止対策

道路に埋設されたガス管などの他工事事故対策については、LPガス事業者により地道な周知活動が行われており、**更なる取組の強化を図る（LPガス事業者から一般消費者等への広報、周知の継続や埋設管表示シールの活用等）**。しかし、事業者の努力だけで事故を防止するのは難しいため、他工事事業者から現場の他工事従事者に至るまで広く周知・徹底が図られるよう、他工事事業者・他工事従事者、国、都道府県及びLPガス事業者等による連携した取組を実施する。**更に、国は、新たに関係省庁や関係機関等とも連携し、SNSを活用した情報発信を行う。**

一般消費者敷地内の埋設管の他工事事故対策では、道路と異なり個人の敷地内での工事となるため、LPガス事業者に事前の工事照会がない場合が多いことから、国、都道府県及びLPガス事業者が連携して一般消費者等へ工事の事前照会を行うよう周知・啓発活動を実施する。そのうえで、他工事に関する事前照会があった場合には、LPガス事業者は立会等や他工事事業者に対する酸欠事故防止も含めた啓蒙など適切な対応を行う。

「液化石油ガス安全高度化計画2030」を改訂しました

2026年3月27日

▶ 安全・安心

経済産業省では、2030年を目標とした液化石油ガスの保安対策の方向性を示す「液化石油ガス安全高度化計画2030」を2021年4月に定めており、「目標期間内における対策状況を評価し、対策の重点化や新たなリスクへの対応に繋げるため、5年の経過時期において、総合的かつ多角的な中間評価を実施し、必要な計画の見直しを検討する」こととしていました。2026年に、本計画の策定から5年が経過することから、産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 液化石油ガス小委員会において、本計画の中間評価及び必要な計画の見直しについて検討を行い、今般、本計画を改訂しました。

1. 「液化石油ガス安全高度化計画2030」について

本計画は、2030年を目標年次として、死亡事故及び人身事故といった被害が重篤な事故は撲滅し、併せて重大事故につながる可能性を持つ物損事故等の被害の比較的軽微な事故も着実に低減することを目的として、2021年4月に定めたものです。

2030年の死亡事故ゼロに向けて国、都道府県、指定都市、第三者機関、LPガス事業者、消費者及び関係事業者等が各々の果たすべき役割を着実に実行するとともに、環境変化を踏まえて迅速に対応することで、各々が協働して安全・安心な社会を実現することを理念目標としています。

また、全体の事故件数の削減を目的として、販売形態別、起因者別、場所別の3つの観点で指標を整理し、この目標達成に向けた具体的な対策項目としてアクションプランを策定した上で、それぞれの項目ごとに主体者（国、都道府県、指定都市、第三者機関、LPガス事業者、関係事業者）を定めています。

2. 改訂の主なポイント

本計画について、主に以下の6点に関する改訂を行いました。

1. 2030年までの期間において想定される環境変化での感染症対策の位置づけ変更
2. アクションプランにおける質量販売に係る事故防止対策の位置付けの見直し
3. CO中毒事故防止対策として、動画共有サービスの活用について追記
4. 質量販売緊急時対応講習の周知の強化について追記
5. 質量販売緊急時対応講習における実技講習の導入の検討について追記
6. 他工事事務防止対策として、取組強化（広報・周知、表示活用等）や関係省庁等と連携したSNS発信の追記

<https://www.meti.go.jp/press/2025/03/20260327007/20260327007.html>